

平成22年3月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

平成22年1月26日 口頭弁論終結

## 判 決

那覇市

原 告

同訴訟代理人弁護士

那覇市泉崎1丁目2番2号

被 告

同代表者委員長

同指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

升 永 英 俊

沖縄県選挙管理委員会

阿波連 本 伸

早崎 裕 子

山 神 暁 恵

染 川 洋 一 郎

具 志 堅 光 男

仲 村 彰 敏

山 里 清

仲 村 到

金 城 達 也

## 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求の趣旨

- 1 平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙の沖縄県第1区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

(以下、別紙略語表記載のと通りの略語を用いる。)

## 第2 事案の概要

### 1 事案の骨子

本件は、平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙（本件総選挙）について、沖縄県第1区の選挙人である原告が、衆議院小選挙区選出議員の選挙（小選挙区選挙）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定（本件区割規定）が憲法に違反し無効であるとして、その下で施行された本件総選挙の上記選挙区における選挙を無効とすることを求めた事案である。

### 2 本件総選挙に係る選挙制度

(1) 衆議院議員の選挙制度については、平成6年法律第104号（平成6年改正法）に至る一連の改正を経るまでは、公職選挙法において、いわゆる中選挙区単記投票制が採用されていたが、平成6年改正法により、いわゆる小選挙区比例代表並立制が採用されるに至った。

本件総選挙施行当時の選挙制度の概要は、衆議院議員の定数を480人とし、そのうち300人を小選挙区選出議員、180人を比例代表選出議員とし（公職選挙法4条1項）、小選挙区選挙については、全国に300の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出し、比例代表選出議員の選挙（比例代表選挙）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するというものである（同法13条1項、2項、別表第1、第2）。小選挙区選挙と比例代表選挙は、総選挙において同時に行うものとされ、小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票が割り当てられている（同法31条、36条）。

(2) 上記改正と一連のものとして、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（区画審設置法）が制定された。

区画審設置法に基づいて設置された衆議院議員選挙区画定審議会（区画審）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2

条)。区画審が、上記の改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとされ（同法3条1項）、また、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1（合計47）を配当した上で、これに、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数（合計253）を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とするとされている（同条2項。1人別枠方式）。

1人別枠方式は、過疎地域に対する配慮などから、人口の多寡にかかわらず各都道府県にあらかじめ定数1を配分することにより、相対的に人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とするものとされている。

(3) 区画審は、統計法（平成19年法律第53号）5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査（大規模調査）の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に上記勧告を行うものとされ（区画審設置法4条1項）、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときも、上記勧告を行うことができるものとされている（同条2項）。

(4) 区画審は、平成19年法律第53号による全部改正前の統計法（昭和22年法律第18号）4条2項本文の規定により平成12年10月に実施された国勢調査（平成12年国勢調査）の結果による人口（速報値）に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号。区割改定法）が成立した。

### 3 本件区割規定の下における選挙区間の較差

本件区割規定の下における選挙区の人口ないし選挙人数及びその較差は、おおむね以下のとおりである（別表I-1ないし6参照）。

① 平成12年国勢調査の結果による人口（速報値）を基に，本件区割規定の下における選挙区間の人口の較差を見ると，最大較差は，人口が最も少ない高知県第1区（27万0743人）と人口が最も多い兵庫県第6区（55万8947人）との間で1対2.064（小数点第4位以下四捨五入。以下同じ。）であり，人口が最も少ない高知県第1区と比較して較差が1対2以上となっている選挙区は，9選挙区であった（弁論の全趣旨。ちなみに，甲2は，国勢調査の結果による人口の確定値を基にしたものであるが，その確定値は上記の速報値と大差がない。）。なお，上記人口を基とすると，本件区割規定の下における高知県第1区と沖縄県第1区（31万5800人）の人口の較差は，1対1.166であった（弁論の全趣旨）。

② 平成17年9月11日に施行された前回総選挙の当日の選挙人数を基に，本件区割規定の下における選挙区間の選挙人数の較差を見ると，最大較差は，選挙人数が最も少ない徳島県第1区（21万4235人）と選挙人数が最も多い東京都第6区（46万5181人）との間で1対2.171であり，選挙人数が最も少ない徳島県第1区と比較して較差が1対2以上となっている選挙区は，33選挙区であった（甲2）。なお，上記選挙人数を基とすると，本件区割規定の下における徳島県第1区と沖縄県第1区（25万0505人）の選挙人数の較差は，1対1.169であった（弁論の全趣旨）。

③ 平成17年国勢調査の結果による人口（確定値）を基に，本件区割規定の下における選挙区間の人口の較差を見ると，最大較差は，人口が最も少ない高知県第3区（25万8681人）と人口が最も多い千葉県第4区（56万9835人）との間で1対2.203であり，人口が最も少ない高知県第3区と比較して較差が1対2以上となっている選挙区は，48選挙区であった（甲2，乙1）。なお，上記人口を基とすると，本件区割規定の下における高知県第3区と沖縄県第1区（32万6940人）の人口の較差は，1対1.264であった（乙1）。

④ 平成20年9月2日現在の選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数を基に，本件区割規定の下における選挙区間の選挙人数の較差を見ると，最大較差は，選挙

人数が最も少ない高知県第3区（21万4484人）と選挙人数が最も多い千葉県第4区（48万3702人）との間で1対2.255であり、選挙人数が最も少ない高知県第3区と比較して較差が1対2以上となっている選挙区は、38選挙区であった（甲2）。なお、上記選挙人数を基とすると、本件区割規定の下における高知県第3区と沖縄県第1区（25万5551人）の人口の較差は、1対1.191であった（甲2）。

⑤ 平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口を基に、本件区割規定の下における選挙区間の人口の較差を見ると、最大較差は、人口が最も少ない高知県第3区（25万2840人）と人口が最も多い千葉県第4区（59万0943人）との間で1対2.337であり、人口が最も少ない高知県第3区と比較して較差が1対2以上となっている選挙区は、56選挙区であった（甲1、弁論の全趣旨）。なお、上記人口を基とすると、本件区割規定の下における高知県第3区と沖縄県第1区（32万7524人）の人口の較差は、1対1.295であった（弁論の全趣旨）。

⑥ 本件総選挙当日の選挙人数を基に、本件区割規定の下における選挙区間の選挙人数の較差を見ると、最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区（21万1750人）と選挙人数が最も多い千葉県第4区（48万7837人）との間で1対2.304であり、選挙人数が最も少ない高知県第3区と比較して較差が1対2以上となっている選挙区は、45選挙区であった（乙2）。なお、上記選挙人数を基とすると、本件区割規定の下における高知県第3区と沖縄県第1区（25万5502人）の選挙人数の較差は、1対1.207であった（乙2）。

#### 4 本件総選挙の施行等

(1) 原告は、本件総選挙の沖縄県第1区選挙人である（争いが無い）。

(2) 本件総選挙の小選挙区選挙は、平成21年8月30日、区割改定法により改定された選挙区割り（本件区割規定）の下で施行された（なお、この間行われた平成15年法律第69号による選挙区割りの改定は、埼玉県内の一部の選挙区を対象としたものであるから、本件の判断に実質的に影響しない。）（顕著な事実）。

(3) 原告は、平成21年9月28日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

### 第3 当事者双方の主張

#### 1 原告の主張

##### (1) 憲法の定める国民主権と多数決原理

ア 憲法は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すること、「主権が国民に存すること」を規定するとともに（前文）、普通選挙（15条3項、44条）、最高裁判所裁判官国民審査（79条2項、3項）、憲法改正の承認（96条1項）の3点において、国民による投票権を保障している。これらの投票結果は、数学的正確性をその本質とする多数決原理により判断される上、憲法は、法の下での平等を保障し（14条1項）、選挙人の資格についての差別の禁止も定めているから（44条ただし書）、それぞれの1票の価値は等価でなければならない。上記のとおり、投票価値の平等が憲法上の要求である以上、国会の立法権限も、これに羈束されている。

イ 被告は、選挙区割りや議員定数の配分を定める立法を行うに当たり、国会に広範な裁量が認められると主張する。

しかし、国会議員は、上記立法に利害関係を有する者であるから、裁量権を合理的に行使することを期待することができない。したがって、上記裁量を許容する前提に欠ける。

ウ 被告は、選挙区割りや議員定数の配分を定める立法を行うに当たり、国会が考慮することができる要素として、都道府県等の地方公共団体の区域、人口密度や地理的状况、人口の都市集中化及び過疎化現象等を挙げた上で、これらの要素を前提として1人別枠方式を採用することも、国会の裁量の範囲内であると主張する。

しかし、これらの要素は、投票価値の平等という憲法上の要求を減殺することのできる要素となるものではなく、1人別枠方式の採用を正当化するものでもない。

##### (2) 本件区割規定の合憲性について

上記のとおり、本件区割規定は、国会において、考慮すべきでない要素を考慮し

て定められたものである。そして、上記のとおり、本件区割規定の下では、1対2を優に超える投票価値の不平等が生じている。本件区割規定と同様の考え方に立ち、市区の大字、町丁の区分を考慮し、これを分断しないような形で、投票価値の比率がほぼ1対1になるような選挙区割りを定めることは、技術的にも決して不可能ではない（甲6，13）。

したがって、本件区割規定は、合理的な理由なく投票価値の平等を侵害したものであって、違憲と評価すべきである。そうである以上、本件区割規定の下で施行された本件総選挙の沖縄県第1区における選挙は、無効とすべきものである。

## 2 被告の主張

### (1) 選挙制度に関する国会の裁量権

憲法は、代表民主制を採用するとともに（前文，43条1項）、両議院の議員の定数、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は法律で定めるものと規定し（43条2項，47条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を国会の裁量にゆだねている。そして、憲法は、各選挙人の投票の価値の平等を要求しているから、国会は、上記裁量権を行使するに当たり、投票価値の平等を考慮しなければならないこととなる。

しかしながら、各選挙人の投票価値の平等は、国会が両議院の議員の選挙制度を決定する際の唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において、調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が、当該選挙制度を定めたことが、国会の裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、違憲の問題が生ずることはない。

したがって、国会の定めた選挙制度が、投票価値の平等を侵害しているために違憲であるといえるのは、国会が選挙に関する事項について有する裁量の範囲を逸脱した場合、すなわち、当該選挙制度の下における投票価値の不平等の程度が、国会において正当に考慮し得る諸般の要素を斟酌してもなお、一般に合理性を有するものとは到底考えられない程度に達している場合であり、かつ、これを正当化する特

別の理由が示されない場合に限られるというべきである。

上記のような考え方は、累次の最高裁判決において示されており、判例として確立している。

(2) 本件区割規定の合憲性について

ア 平成6年改正法に至る一連の改正までにも、投票価値の平等を図るため、衆議院議員選挙の定数に関し、累次の法改正がされてきたが、更に抜本的な改正を図るため、上記の一連の改正がされ、その一環として、区画審設置法が制定された。

区画審設置法により設置された区画審は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、10年ごとに行われる国勢調査（大規模調査）の結果による人口に基づき、1人別枠方式を前提とした上で、各選挙区の人口の較差が1対2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に改定案を作成するものとされている。

イ 区画審は、平成13年12月、平成12年国勢調査の結果による人口（速報値）に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告したところ、これに沿う内容で、区割改定法が成立し、公布された。区割改定法によっても、人口最少選挙区との較差が1対2以上の選挙区は、完全には解消されなかったものの、区割改定法による改正前には95選挙区あったものが同改正により9選挙区と大幅に減少したほか、それ以上の縮減を図ると、市区等の基礎的自治体を分割したり、近接する多数の選挙区を含めた大幅な見直しをすることが必要となるなどの理由から、区割改定法には合理性があると判断され、成立に至ったものである。

ウ また、区画審は、平成17年12月から平成18年2月にかけて、平成17年国勢調査の結果による人口（速報値）を踏まえ、区画審設置法4条2項にいう「各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情がある」と認められるかどうか検討を行った。その結果、選挙区間の人口の最大較差は1対2.203であり、較差が1対2を超える選挙区が48あると認められたものの、都道府県や市町村という行



政区画を前提に区割りをを行う以上、最大較差1対2. 203という投票価値の不平等の程度は、これまでの最高裁判例に照らしても、一般に合理性を有するとは考えられない程度に達しているとはいえず、また、較差が1対2を超える選挙区が48あることも、過去の状況に照らし、必ずしも異常とはいえないこと、市区町村において多くの合併が行われ、今後も行われることが予定されていて、現在新たな基礎自治体として地域の一体化が進められている途上にあるというべき状況などを斟酌し、「各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情がある」とは認められないと判断し、勧告は行わないこととした（乙3）。

その結果、本件区割規定の下で、本件総選挙が施行されるに至った。

エ 平成17年国勢調査の結果による人口（確定値）を基準として、本件区割規定の下における選挙区間の人口の較差を見ると、人口が最も少ない高知県第3区（25万8681人）と沖縄県第1区（32万6940人）との間で1対1.264であり、高知県第3区と人口が最も多い千葉県第4区（56万9835人）との間で1対2.203である。

また、本件選挙当日の選挙人数を基準として、本件区割規定の下における選挙区間の選挙人数の較差を見ると、選挙人数が最も少ない高知県第3区（21万1750人）と沖縄県第1区（25万5502人）との間で1対1.207であり、高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区（48万7837人）との間で1対2.304である。

オ 最高裁判所は、本件区割規定の下において平成17年9月11日に施行された前回総選挙につき、選挙区間の最大較差が、平成12年国勢調査の結果による人口を基にした人口比で1対2.064、総選挙当日の選挙人数の比で1対2.171であったところ、本件区割規定が憲法に違反するものとはいえず、前回総選挙は違憲、違法ではないとした（平成19年判決）。

上記のとおり、平成17年国勢調査の結果による人口や、本件総選挙の当日の選挙人数を基にすると、選挙区間の人口ないし選挙人数の較差は、前回総選挙と有意

な差はないから、本件総選挙においても、平成19年判決の趣旨は妥当する。

したがって、本件区割規定は、本件総選挙の時点においても合憲であり、これに基づいてされた本件総選挙の沖縄県第1区における選挙は、有効である。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 投票価値の平等と国会の裁量について

(1) 憲法は、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものとするほかは、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるものとしているにとどまるから(43条、47条)、両議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を、国会の合理的な裁量にゆだねる趣旨であると解される。

(2) 他方、憲法は、法の下での平等を定めて(14条1項)、一般的に平等の原理を宣明した上、特に政治の領域におけるその適用として、成年者による普通選挙を保障するとともに(15条1項、3項)、選挙人資格の差別の禁止を定めている(44条ただし書)。そうすると、憲法は、選挙人資格の差別を禁止するにとどまらず、選挙権の内容、すなわち、各選挙人の投票価値の平等をも要求しているものというべきである。そうである以上、国会は、上記の裁量権を行使するに当たっては、各選挙人の投票価値の平等を実現するよう、最大限の考慮をしなければならない。しかし、投票価値の完全な平等を実現することは困難であるから、憲法は、投票価値の平等を、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準とするのではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的ないし技術的要素との関連において、調和的に実現することを求めているものと解される。

(3) この点について、原告は、投票価値の平等が憲法上の要求である以上、国会の立法権限もこれに羈束されているとか、国会議員は、選挙制度の仕組みに直接の利害関係を有するので、国会は、選挙区割りや議員定数の配分を定める立法を行うに当たり、裁量を有しないと主張する。

しかし、投票価値の完全な平等は、全国を一つの選挙区とする選挙制度を採用し

ない限り、実現不可能であるが、憲法が、そのような選挙制度以外を是認しない趣旨であるとは、到底考え難い。むしろ、前記のとおり、憲法が、選挙に関する事項は法律で定めるものとし、具体的な定めを置いていないのは、選挙区割りや議員定数の配分の具体的な内容を、国会の合理的な裁量にゆだねる趣旨と解すべきである。

原告の上記主張は、採用することができない。

(4) 以上を総合すると、国会が定めた選挙区割りや議員定数の配分に関する規定の合憲性は、国会の裁量権の合理的行使として是認し得るか否かによって判断すべきである。これを、特に原告が問題とする投票価値の平等との関連でいえば、投票価値の不平等の程度が、国会において通常考慮し得る諸般の要素を斟酌してもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているのに、これを正当化すべき特別の理由が示されない場合には、上記の裁量を逸脱した立法として、違憲と判断されるものというべきである。

## 2 本件区割規定の合憲性について

(1) 本件総選挙に係る選挙制度の概要は、前記のとおりであるが、その小選挙区選挙の特徴は、各都道府県に、あらかじめ各1（合計47）の定数配分を行い、その余（合計253）につき、各都道府県の人口に比例して定数配分を行うこと（1人別枠方式）にある（現行の選挙制度では、小選挙区制が採用されているため、各都道府県における選挙区の数と議員定数とは一致している。）。

そもそも、1人別枠方式は、人口とは無関係に各都道府県に各1（合計47）の定数を配分し、その余（合計253）に限り、人口に比例して定数配分を行うものであるから、各都道府県の人口に約20倍の較差（人口約60万人の鳥取県と約1200万人の東京都の較差）のある現状の下では、必然的に人口と定数配分との比例関係を減殺させることになる。

このことを検証するために、人口比例方式による定数配分（なお、人口と選挙人数とはおおむね比例関係にあるから、人口との比例方式を採用するか、選挙人数との比例方式を採用するかによって、有意な差は生じないものと推察される。）と1

人別枠方式による定数配分とを、平成12年国勢調査の結果による人口（速報値）及び平成17年国勢調査の結果による人口（確定値）に基づいて試算すると、別表Ⅱ-1ないし4記載のとおりとなる。この試算結果を見ると、選挙区間の人口の較差が1対1.2までに収まるものが、人口比例方式では30選挙区程度に上るのに、1人別枠方式では6選挙区程度にとどまること、較差が1対1.6以上のものが、人口比例方式では1選挙区程度にすぎないのに、1人別枠方式では12選挙区程度に達することが看取されるから、1人別枠方式が、人口と定数配分との比例関係を相当程度に減殺させるものであることは、明らかである。

(2) 以上のような検討を前提に、本件区割規定の合憲性を判断する。

ア 区画審設置法において1人別枠方式が採用されたのは、人口の多寡にかかわらず各都道府県にあらかじめ各1の定数を配分することによって、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とするものと解される。

イ そして、そもそも、都道府県は、これまで我が国の政治及び行政の実際において相当の役割を果たしてきたことや、国民生活及び国民感情においてかなりの比重を占めていることから、選挙区割りや定数配分を定めるに当たって無視することができない基礎的な要素の一つというべきである。また、選挙区割りや定数配分を定めるに当たっては、人口密度や地理的状況のほか、人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化現象等にどのような配慮をするかということも、考慮することができる要素の一つというべきである。

このことに加え、区画審設置法が、選挙区間の人口の較差が1対2未満になるように区割りをすることを基本とすべきことを基準として定めており、投票価値の平等にも一定の配慮をしていることを併せ考慮すると、国会が、1人別枠方式を採用した区画審設置法を定めたことには、投票価値の平等との関連において、直ちに裁量の逸脱があったとまではいい難い。

ウ 原告は、これら都道府県、人口密度や地理的状況、人口の都市集中化及び過

疎化現象等の要素によって、投票価値の平等という憲法上の要求を減殺することは許されないと主張する。

しかし、上記のとおり、都道府県は、一つの基本的行政単位であり、地理的、歴史的裏付けを持つことに加え、都道府県を重要な要素とする地方自治が憲法上の制度的保障であること、従来の選挙も都道府県を単位として施行されており、技術的な理由からも都道府県単位で選挙を施行することが合理的といえることにかんがみれば、都道府県を単位として定数配分を行う区画審設置法の規定が、直ちに国会の裁量を逸脱して定められたものであるとはいえない。また、少なくとも平成6年改正がされたころは、各地域の人口密度や地理的状況が様々であり、人口の都市集中化及び過疎化現象等の課題を抱える地域とそのような課題を抱えていない地域とが混在し、各地域で民意が異なり得た状況にあったと推察されないではないこと、憲法が、選挙制度の構築について、国会の広い裁量にゆだねていることからすると、上記の各要素を考慮して選挙区割りや定数配分をすることを定めた区画審設置法の規定が、直ちに国会の裁量を逸脱したものであるとはいえない。

したがって、1人別枠方式を採用した区画審設置法及びこれに基づく区割改定法は、前回総選挙当時においては、直ちに違憲であったとまではいえない（平成11年判決、平成13年判決、平成19年判決各参照）。

エ しかしながら、<sup>①</sup>人口密度や<sup>②</sup>地理的状況、<sup>③</sup>人口の都市集中化及び<sup>④</sup>過疎化現象等は、各地域にとっての重要な社会問題であることは否定することができないにしても、人口の少ない地域に特有の課題というわけではない。また、国会議員が全国民の代表であることにかんがみれば（憲法43条1項）、人口の少ない地域の選挙区から選出された衆議院議員しか、上記の各点についての問題意識を共有することができないというものでもない。特に、前回総選挙後、本件総選挙に至るまで、国家の社会経済的、政治的利害が多元化するに伴い、国民の意思を反映させるべき国家の重要課題はなお一層多様化してきているから、そのような重要課題のうち、上記のような人口の都市集中化及び過疎化現象等だけを取り出して、選挙区割りや定数

配分において特段の措置を執ることの合理性は、遅くとも本件総選挙の時点においては、相当程度に失われていたものといわざるを得ない（もともと、1人別枠方式は、平成6年改正法による選挙制度の根本的な改正に伴う議席配分の急激な変化を緩和する目的を有していたものと推察され、その意味において、言わば過渡的な措置という性質を帯びていたものといえることができる。）。

そして、前記のとおり、本件区割規定の下における選挙区間の人口ないし選挙人数の最大較差は、平成12年国勢調査の結果による人口（速報値）を基にすると1対2.064（較差が1対2以上となっている選挙区は9）、前回総選挙当日の選挙人数を基にすると1対2.171（同33選挙区）、平成17年国勢調査の結果による人口（確定値）を基にすると1対2.203（同48選挙区）、平成20年9月2日現在の選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数を基にすると1対2.255（同38選挙区）、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口を基にすると1対2.337（同56選挙区）、本件総選挙当日の選挙人数を基にすると1対2.304（同45選挙区）であって、前回総選挙の後には、最大較差が1対2を優に超えており、かつ、較差が1対2を超える選挙区の数も、40ないし50程度と、全選挙区の1割（30選挙区）を大きく超える状態が恒常化している。このような状態は、全選挙区の1割を超える選挙区の選挙人に対し、1人0.5票以下を投票する権利しか付与しないことと同視することができる状態であるから、選挙区間の投票価値の不平等が、一般に合理性を有するものとは考えられない程度にまで達していたものと評価せざるを得ない。

オ 上記のような状態が生じた主要な原因は、区画審設置法が1人別枠方式を採用していることにあるというべきところ、1人別枠方式の合理性が相当程度失われているのは前記のとおりであるから、上記のような投票価値の不平等は、これを正当化する特別の理由がない（もともと、1人別枠方式を採用する区画審設置法を所与の前提とした場合、区画審が、平成17年国勢調査の結果による人口（速報値）を踏まえ、同法4条2項に基づく勧告を行わないとしたことは、同法の趣旨に反す

るものとはいい難い。)

(3) そうすると、本件区割規定は、本件総選挙の当時、憲法上の選挙権の平等の要求に反する程度に達しており、投票価値の平等を侵害する違憲状態に至っていたものと判断される。そして、本件区割規定は、全体として一体不可分であるから、最大較差を生じた選挙区に関する部分のみならず、その全体が違憲状態の瑕疵を帯びることとなる(昭和51年判決参照)。

### 3 国会の立法不作為の成否について

(1) 以上のとおり、本件区割規定は、本件総選挙の当時には、投票価値の平等を侵害する違憲状態に至っていたというべきであるが、本件区割規定が違憲となるのは、憲法上要求される合理的な期間内にその是正が行われなかったといえる場合に限られると解すべきであるから(昭和51年判決参照)、本件が、そのような場合に当たるか否かを検討する。

(2) 最高裁判所は、平成11年判決において、1人別枠方式を採用した区画審設置法及びこれに基づく当時の選挙区割りを合憲と判断し、平成13年判決においても、その判断を踏襲した。また、平成19年判決において、改めて、1人別枠方式を採用した区画審設置法を合憲とした上で、本件区割規定を合憲と判断していた。それぞれの判決には、1人別枠方式が、投票価値の平等を保障する憲法の趣旨に沿うものとはいい難い上、選挙区間の人口の較差が1対2を超えているから、当該選挙区割りの合憲性に深刻な疑問があるとする、複数の裁判官(平成11年判決につき5名、平成13年判決につき1名、平成19年判決につき6名)による個別意見が付されていた。

この間、区画審は、平成18年2月2日、平成17年国勢調査の結果による人口(速報値)を総合判断した結果、本件区割規定に係る選挙区間の人口の最大較差が1対2.203であり、これが、平成11年判決が合憲判断をした選挙区割りに係る選挙区間の人口の最大較差である1対2.309、及び平成13年判決が合憲判断をした選挙区割りに係る選挙区間の選挙人数の最大較差である1対2.471を

いずれも下回ることを主要な根拠として、区画審設置法4条2項に基づく勧告を行わないこととしていた(乙3)。

これらの事情を考慮すると、区画審及びその答申を受けた内閣総理大臣並びにこれを知り得る立場にあった国会において、1人別枠方式を採用した区画審設置法がその合理性を相当程度失っており、これを前提とした本件区割規定が違憲状態にあるとの評価を免れず、その改正が必要であると認識することは、少なくとも本件総選挙に至る一定程度以前の段階では、必ずしも容易ではなかったものといわざるを得ない。

(3) そうすると、国会が、本件総選挙に至るまで、1人別枠方式を採用した区画審設置法及びこれを前提とした選挙区割りである本件区割規定を改正しなかったことには、無理からぬ事情があったというべきであり、これをもって、憲法上要求される合理的な期間内に是正が行われなかったものと評価することはできない。

#### 4 まとめ

以上のとおり、1人別枠方式を採用した区画審設置法及びこれを前提とした選挙区割りである本件区割規定は、本件総選挙の当時、一般に合理性を有するとは考えられないほどの投票価値の不平等を内在するものとして、全体として違憲状態にあったものであるが、国会が、憲法上要求される合理的な期間内にその是正を行わなかったものと評価することはできないから、本件区割規定は、いまだ違憲というには至っていなかったというべきである。

#### 第5 結論

以上のとおり、本件区割規定は違憲とはいえないから、その下で施行された本件総選挙の沖縄県第1区における選挙は、無効とはいえない。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

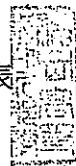


裁判長裁判官 河 邊 義 典

裁判官 森 鍵 一

裁判官 山 崎 威





用語	略語
平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙	本件総選挙
平成17年9月11日施行の衆議院議員総選挙	前回総選挙
衆議院小選挙区選出議員の選挙	小選挙区選挙
衆議院比例代表選出議員の選挙	比例代表選挙
公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第104号）	平成6年改正法
衆議院議員選挙区画定審議会設置法	区画審設置法
衆議院議員選挙区画定審議会	区画審
各都道府県の区域内の選挙区の数につき、各都道府県にあらかじめ1（合計47）を配当した上で、これに、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を除いた数（合計253）を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする方式（区画審設置法3条2項）	1人別枠方式
公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）	区割改定法
公職選挙法13条1項及び別表第1	本件区割規定
平成19年法律第53号による全部改正前の統計法（昭和22年法律第18号）4条2項本文の規定により平成12年10月に実施された国勢調査（大規模調査）	平成12年国勢調査
平成19年法律第53号による全部改正前の統計法（昭和22年法律第18号）4条2項ただし書の規定により平成17年10月に実施された国勢調査（簡易調査）	平成17年国勢調査
最高裁判所昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁	昭和51年判決
最高裁判所平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁	平成11年判決
最高裁判所平成13年12月18日第三小法廷判決・民集55巻7号1647頁	平成13年判決
最高裁判所平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁	平成19年判決

(別表I-1)

## 小選挙区別 平成12年国勢調査人口(速報値) 人口順

選挙区名	平成12年 国勢調査人口 (速報値)	最小選挙区 との格差	選挙区名	平成12年 国勢調査人口 (速報値)	最小選挙区 との格差	選挙区名	平成12年 国勢調査人口 (速報値)	最小選挙区 との格差
1 兵庫 6区	558,947	2.064	61 埼玉 6区	500,948	1.850	121 千葉 1区	454,095	1.677
2 静岡 5区	555,997	2.054	62 愛知 8区	499,993	1.847	122 北海道 10区	452,532	1.671
3 東京 6区	551,364	2.036	63 宮城 1区	499,177	1.844	123 兵庫 9区	452,235	1.670
4 千葉 4区	550,079	2.032	64 愛知 7区	498,870	1.843	124 長崎 1区	450,080	1.662
5 静岡 6区	549,061	2.028	65 愛知 5区	496,588	1.834	125 福岡 1区	450,041	1.662
6 北海道 5区	547,931	2.024	66 神奈川 2区	496,135	1.832	126 神奈川 7区	449,369	1.660
7 北海道 6区	547,687	2.023	67 福岡 9区	495,664	1.831	127 山口 1区	447,897	1.654
8 東京 19区	542,915	2.005	68 神奈川 1区	495,101	1.829	128 静岡 8区	446,605	1.650
9 福島 1区	542,573	2.004	69 栃木 1区	494,447	1.826	129 埼玉 13区	445,305	1.645
10 大阪 14区	540,057	1.995	70 栃木 4区	493,032	1.821	130 大阪 2区	445,251	1.645
11 京都 6区	539,209	1.992	71 福岡 5区	492,824	1.820	131 山形 2区	444,542	1.642
12 愛知 12区	539,164	1.991	72 埼玉 14区	492,158	1.818	132 岡山 4区	442,154	1.633
13 神奈川 15区	538,502	1.989	73 大阪 6区	488,880	1.806	133 岐阜 4区	441,084	1.629
14 北海道 1区	537,515	1.985	74 埼玉 7区	488,591	1.805	134 茨城 2区	440,948	1.629
15 神奈川 13区	536,968	1.983	75 埼玉 1区	488,036	1.803	135 福島 2区	440,869	1.628
16 長野 1区	536,492	1.982	76 静岡 2区	486,200	1.796	136 青森 1区	440,232	1.626
17 東京 24区	536,000	1.980	77 群馬 1区	485,045	1.792	137 愛知 11区	439,782	1.624
18 神奈川 16区	535,684	1.979	78 長野 2区	483,317	1.785	138 東京 21区	439,115	1.622
19 兵庫 4区	534,140	1.973	79 東京 4区	483,131	1.784	139 愛知 1区	438,497	1.620
20 埼玉 3区	533,254	1.970	80 東京 13区	482,877	1.784	140 兵庫 2区	437,565	1.616
21 神奈川 17区	531,927	1.965	81 大阪 4区	481,414	1.778	141 福島 5区	436,690	1.613
22 神奈川 10区	528,821	1.953	82 東京 1区	481,234	1.777	142 大分 1区	436,490	1.612
23 大阪 18区	527,955	1.950	83 神奈川 11区	481,087	1.777	143 京都 3区	434,921	1.606
24 東京 16区	527,747	1.949	84 広島 2区	480,070	1.773	144 大阪 12区	434,910	1.606
25 新潟 1区	527,271	1.947	85 大阪 11区	479,494	1.771	145 埼玉 15区	433,356	1.601
26 大隈 9区	527,057	1.947	86 富山 3区	478,756	1.768	146 大阪 7区	432,998	1.599
27 東京 23区	523,405	1.933	87 兵庫 11区	478,312	1.767	147 愛知 15区	430,405	1.590
28 兵庫 7区	521,967	1.928	88 千葉 9区	477,435	1.763	148 長崎 2区	428,908	1.584
29 東京 8区	521,885	1.928	89 京都 1区	474,282	1.752	149 神奈川 8区	428,199	1.582
30 東京 22区	521,310	1.925	90 東京 18区	474,209	1.752	150 兵庫 10区	428,012	1.581
31 福岡 2区	521,113	1.925	91 愛媛 1区	473,397	1.749	151 広島 3区	426,608	1.576
32 北海道 9区	520,658	1.923	92 千葉 12区	472,997	1.747	152 神奈川 12区	425,517	1.572
33 神奈川 5区	520,127	1.921	93 千葉 7区	470,512	1.738	153 岡山 1区	422,944	1.562
34 東京 3区	518,973	1.917	94 静岡 1区	469,679	1.735	154 宮崎 1区	422,157	1.559
35 愛知 9区	518,359	1.915	95 秋田 3区	469,672	1.735	155 広島 6区	420,456	1.553
36 北海道 8区	516,508	1.908	96 千葉 5区	468,532	1.731	156 兵庫 1区	419,842	1.551
37 福岡 10区	515,827	1.905	97 東京 20区	466,830	1.724	157 北海道 12区	419,246	1.549
38 大阪 13区	515,055	1.902	98 愛知 4区	466,510	1.723	158 山形 3区	415,967	1.536
39 埼玉 2区	514,467	1.900	99 埼玉 12区	466,296	1.722	159 群馬 2区	413,610	1.528
40 東京 17区	513,680	1.897	100 兵庫 8区	466,161	1.722	160 鹿児島 1区	413,406	1.527
41 茨城 6区	513,647	1.897	101 愛知 3区	465,455	1.719	161 埼玉 8区	411,399	1.520
42 東京 5区	513,611	1.897	102 福岡 3区	465,376	1.719	162 千葉 6区	409,093	1.511
43 大阪 15区	513,231	1.896	103 神奈川 3区	464,798	1.717	163 静岡 4区	408,040	1.507
44 東京 11区	513,052	1.895	104 福岡 8区	464,444	1.715	164 大阪 17区	407,987	1.507
45 北海道 3区	511,991	1.891	105 福岡 6区	463,937	1.714	165 新潟 3区	407,565	1.505
46 北海道 2区	509,064	1.880	106 茨城 3区	463,479	1.712	166 宮崎 4区	406,117	1.500
47 宮城 2区	508,847	1.879	107 埼玉 11区	461,886	1.706	167 福岡 7区	405,768	1.499
48 岐阜 3区	508,662	1.879	108 東京 12区	461,030	1.703	168 三重 3区	405,472	1.498
49 神奈川 14区	508,602	1.879	109 兵庫 5区	460,814	1.702	169 東京 2区	404,669	1.495
50 大阪 3区	508,309	1.877	110 愛知 13区	459,410	1.697	170 埼玉 4区	404,462	1.494
51 京都 4区	508,302	1.877	111 熊本 1区	458,483	1.693	171 埼玉 10区	404,435	1.494
52 茨城 1区	507,722	1.875	112 静岡 3区	457,718	1.691	172 岐阜 1区	402,748	1.488
53 東京 9区	507,217	1.873	113 大阪 1区	457,710	1.691	173 島根 2区	402,319	1.486
54 長野 3区	506,844	1.871	114 広島 7区	456,916	1.688	174 新潟 2区	401,209	1.482
55 東京 7区	506,091	1.869	115 千葉 11区	456,582	1.686	175 兵庫 3区	400,425	1.479
56 大阪 5区	504,726	1.864	116 石川 1区	456,434	1.686	176 三重 2区	399,843	1.477
57 愛知 6区	503,321	1.859	117 愛知 2区	456,041	1.684	177 北海道 4区	398,802	1.473
58 千葉 2区	502,855	1.857	118 千葉 8区	455,586	1.683	178 福岡 4区	398,620	1.472
59 埼玉 9区	502,443	1.856	119 神奈川 6区	454,470	1.679	179 東京 10区	398,402	1.472
60 愛知 10区	501,963	1.854	120 千葉 10区	454,214	1.678	180 大分 3区	398,372	1.471

(別表 I - 1)

選挙区名	平成12年		選挙区名	平成12年	
	国調人口 (速報値)	最小選挙区 との格差		国調人口 (速報値)	最小選挙区 との格差
181 東京25区	397,410	1.468	241 京都2区	353,996	1.307
182 青森4区	396,897	1.466	242 沖繩3区	353,686	1.306
183 東京14区	396,291	1.464	243 群馬4区	353,001	1.304
184 茨城7区	395,395	1.460	244 岡山2区	351,781	1.299
185 新潟4区	394,604	1.457	245 岩手1区	347,153	1.282
186 静岡7区	394,127	1.456	246 広島5区	347,020	1.282
187 群馬5区	394,101	1.456	247 鹿児島4区	345,580	1.276
188 岐阜2区	393,636	1.454	248 奈良4区	345,046	1.274
189 兵庫12区	392,322	1.449	249 山口4区	344,572	1.273
190 大阪8区	391,732	1.447	250 福岡11区	342,052	1.263
191 埼玉5区	390,968	1.444	251 鹿児島3区	340,469	1.258
192 三重1区	389,861	1.440	252 神奈川9区	338,895	1.252
193 石川2区	389,721	1.439	253 香川2区	337,774	1.248
194 和歌山3区	389,519	1.439	254 栃木2区	337,555	1.247
195 岩手2区	387,811	1.432	255 秋田1区	336,584	1.243
196 大阪10区	387,565	1.431	256 石川3区	334,780	1.237
197 和歌山1区	386,501	1.428	257 愛媛3区	334,689	1.236
198 大分2区	386,266	1.427	258 京都5区	333,621	1.232
199 大阪16区	384,047	1.418	259 青森3区	331,999	1.226
200 山形1区	383,531	1.417	260 滋賀2区	330,686	1.221
201 広島1区	383,451	1.416	261 愛知14区	328,877	1.215
202 秋田2区	382,959	1.414	262 鳥取1区	328,711	1.214
203 神奈川13区	382,135	1.411	263 沖繩2区	328,347	1.213
204 新潟6区	382,032	1.411	264 富山1区	325,693	1.203
205 熊本2区	381,550	1.409	265 福島4区	325,322	1.202
206 福島3区	381,444	1.409	266 熊本3区	325,152	1.201
207 千葉3区	380,105	1.404	267 岩手3区	325,128	1.201
208 山口2区	379,904	1.403	268 鹿児島5区	321,725	1.188
209 群馬3区	379,063	1.400	269 沖繩4区	320,448	1.184
210 宮崎2区	377,078	1.393	270 熊本5区	318,321	1.176
211 東京15区	376,789	1.392	271 長野4区	317,922	1.174
212 大阪19区	376,428	1.390	272 愛媛4区	317,655	1.173
213 熊本4区	375,945	1.389	273 富山2区	316,394	1.169
214 千葉13区	374,264	1.382	274 沖繩1区	315,800	1.166
215 神奈川4区	373,595	1.380	275 香川3区	312,484	1.154
216 奈良2区	373,107	1.378	276 山梨3区	308,132	1.138
217 栃木5区	372,653	1.376	277 栃木3区	307,100	1.134
218 香川1区	372,585	1.376	278 青森2区	306,507	1.132
219 岡山3区	372,128	1.374	279 宮城6区	304,420	1.124
220 茨城4区	371,456	1.372	280 山梨2区	299,707	1.107
221 宮崎3区	370,788	1.370	281 佐賀1区	296,774	1.096
222 長野5区	370,034	1.367	282 三重4区	295,836	1.093
223 奈良1区	368,160	1.360	283 和歌山2区	293,819	1.085
224 愛媛2区	367,385	1.357	284 茨城5区	292,777	1.081
225 三重5区	366,353	1.353	285 佐賀3区	290,950	1.075
226 滋賀1区	365,234	1.349	286 宮城5区	289,877	1.071
227 鹿児島2区	365,034	1.348	287 佐賀2区	288,940	1.067
228 広島4区	364,428	1.346	288 鳥取2区	284,518	1.051
229 北海道7区	363,156	1.341	289 滋賀3区	284,170	1.050
230 新潟5区	363,043	1.341	290 山梨1区	280,331	1.035
231 滋賀4区	362,721	1.340	291 徳島2区	280,273	1.035
232 岡山5区	361,649	1.336	292 福井1区	278,754	1.030
233 岐阜5区	361,557	1.335	293 福井3区	276,506	1.021
234 長崎4区	361,450	1.335	294 長崎3区	276,098	1.020
235 鳥根1区	359,180	1.327	295 福井2区	273,700	1.011
236 北海道11区	357,860	1.322	296 徳島3区	272,592	1.007
237 宮城3区	356,766	1.318	297 高知2区	271,944	1.004
238 奈良3区	356,549	1.317	298 高知3区	271,293	1.002
239 岩手4区	356,106	1.315	299 徳島1区	271,132	1.001
240 山口3区	355,734	1.314	300 高知1区	270,743	1.000

最大格差

兵庫6区 = 2.064

高知1区

格差2倍を超える

選挙区の数:

9

(別表 I - 2)

衆議院議員選挙区別選挙当日有権者数 (有権者数順)

(平成17年9月1日現在)

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差	順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差	順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
1	東京都第6区	465,181	2,171	61	愛知県第8区	404,948	1,890	121	神奈川県第8区	363,051	1,695
2	千葉県第4区	465,142	2,171	62	大阪府第15区	404,445	1,888	122	兵庫県第5区	362,866	1,694
3	兵庫県第6区	463,893	2,165	63	栃木県第1区	403,272	1,882	123	埼玉県第13区	361,814	1,689
4	北海道第1区	460,581	2,150	64	東京都第13区	403,088	1,882	124	兵庫県第9区	361,590	1,688
5	東京都第3区	457,792	2,137	65	愛知県第7区	402,758	1,880	125	北海道第10区	360,736	1,684
6	静岡県第6区	453,424	2,116	66	長野県第3区	402,283	1,878	126	大阪府第1区	360,134	1,681
7	神奈川県第10区	453,007	2,115	67	大阪府第13区	402,043	1,877	127	愛知県第1区	360,007	1,680
8	東京都第19区	449,209	2,097	68	埼玉県第9区	401,973	1,876	128	熊本県第1区	359,684	1,679
9	静岡県第5区	448,424	2,093	69	愛知県第5区	400,727	1,871	129	福岡県第1区	358,683	1,674
10	北海道第6区	447,312	2,088	70	千葉県第5区	400,722	1,870	130	岡山県第4区	358,230	1,672
11	東京都第8区	447,051	2,087	71	大阪府第4区	400,366	1,869	131	山口県第1区	358,225	1,672
12	神奈川県第15区	446,440	2,084	72	東京都第18区	398,228	1,859	132	茨城県第2区	356,802	1,665
13	東京都第23区	445,766	2,081	73	神奈川県第11区	397,948	1,858	133	長崎県第1区	356,750	1,665
14	北海道第5区	444,986	2,077	74	宮城県第1区	397,934	1,857	134	兵庫県第1区	356,347	1,663
15	神奈川県第13区	443,977	2,072	75	福岡県第5区	397,320	1,855	135	神奈川県第12区	356,138	1,662
16	東京都第22区	442,182	2,064	76	大阪府第3区	397,210	1,854	136	兵庫県第2区	355,855	1,661
17	埼玉県第5区	441,136	2,059	77	神奈川県第3区	396,711	1,852	137	青森県第1区	355,424	1,659
18	京都府第6区	440,466	2,056	78	埼玉県第7区	396,471	1,851	138	石川県第1区	354,529	1,655
19	東京都第16区	439,858	2,053	79	埼玉県第14区	396,273	1,850	139	静岡県第8区	354,360	1,654
20	兵庫県第7区	439,195	2,050	80	福岡県第9区	396,077	1,849	140	大阪府第2区	352,148	1,644
21	東京都第5区	438,707	2,048	81	京都府第4区	395,810	1,848	141	山形県第2区	351,420	1,640
22	神奈川県第5区	435,029	2,031	82	栃木県第4区	394,394	1,841	142	大分県第1区	350,948	1,638
23	埼玉県第2区	434,389	2,028	83	静岡県第2区	394,374	1,841	143	岐阜県第4区	350,092	1,634
24	東京都第24区	434,174	2,027	84	千葉県第9区	392,712	1,833	144	埼玉県第15区	349,970	1,634
25	東京都第7区	433,764	2,025	85	富山県第3区	390,928	1,825	145	東京都第15区	348,023	1,624
26	愛知県第12区	432,843	2,020	86	群馬県第1区	390,408	1,822	146	大阪府第7区	347,866	1,624
27	福島県第1区	431,046	2,012	87	長野県第2区	389,698	1,819	147	福島県第5区	347,314	1,621
28	長野県第1区	430,657	2,010	88	大阪府第6区	388,270	1,812	148	愛知県第11区	346,484	1,617
29	東京都第17区	430,522	2,010	89	東京都第20区	388,041	1,811	149	福島県第2区	345,559	1,613
30	北海道第3区	430,005	2,007	90	広島県第2区	386,402	1,804	150	広島県第3区	345,000	1,610
31	東京都第9区	429,691	2,006	91	東京都第12区	386,113	1,802	151	京都府第3区	344,026	1,606
32	北海道第2区	428,661	2,001	92	千葉県第12区	386,093	1,802	152	大阪府第12区	343,381	1,603
33	東京都第11区	428,608	2,001	93	神奈川県第7区	385,181	1,798	153	東京都第14区	342,915	1,601
34	東京都第1区	427,528	1,996	94	大阪府第11区	385,006	1,797	154	広島県第6区	340,449	1,589
35	大阪府第9区	425,364	1,986	95	千葉県第7区	384,718	1,796	155	兵庫県第10区	340,428	1,589
36	神奈川県第16区	424,331	1,981	96	愛媛県第1区	383,376	1,790	156	埼玉県第8区	339,353	1,584
37	神奈川県第17区	424,037	1,979	97	福岡県第3区	383,093	1,788	157	宮崎県第1区	338,787	1,581
38	大阪府第14区	423,797	1,978	98	静岡県第1区	382,322	1,785	158	長崎県第2区	338,744	1,581
39	福岡県第2区	423,584	1,977	99	千葉県第1区	380,707	1,777	159	岡山県第1区	338,545	1,580
40	兵庫県第4区	423,343	1,976	100	京都府第1区	379,788	1,773	160	千葉県第6区	338,338	1,579
41	新潟県第1区	421,723	1,969	101	兵庫県第8区	378,774	1,768	161	愛知県第15区	337,090	1,573
42	北海道第9区	421,166	1,966	102	福岡県第8区	378,095	1,765	162	東京都第10区	333,738	1,558
43	大阪府第18区	420,929	1,965	103	秋田県第3区	377,644	1,763	163	埼玉県第4区	333,735	1,558
44	神奈川県第14区	418,553	1,954	104	千葉県第8区	377,404	1,762	164	鹿児島県第1区	331,888	1,549
45	千葉県第2区	417,798	1,950	105	茨城県第3区	377,234	1,761	165	埼玉県第5区	331,390	1,547
46	愛知県第9区	417,340	1,948	106	兵庫県第11区	376,510	1,757	166	静岡県第4区	330,188	1,541
47	北海道第8区	416,865	1,946	107	千葉県第11区	376,403	1,757	167	群馬県第2区	330,148	1,541
48	神奈川県第2区	416,854	1,946	108	東京都第2区	375,228	1,751	168	北海道第12区	329,520	1,538
49	神奈川県第1区	413,952	1,932	109	愛知県第4区	372,236	1,738	169	大阪府第17区	329,075	1,536
50	東京都第4区	413,764	1,931	110	神奈川県第6区	372,012	1,736	170	新潟県第3区	328,478	1,533
51	福岡県第10区	413,118	1,928	111	福岡県第6区	371,120	1,732	171	宮城県第4区	327,552	1,529
52	埼玉県第6区	412,376	1,925	112	埼玉県第12区	371,042	1,732	172	山形県第3区	327,511	1,529
53	岐阜県第3区	411,134	1,919	113	広島県第7区	370,444	1,729	173	神奈川県第4区	326,976	1,526
54	宮城県第2区	409,918	1,913	114	愛知県第13区	369,801	1,726	174	三重県第3区	326,576	1,524
55	茨城県第6区	409,891	1,913	115	愛知県第3区	367,839	1,717	175	大分県第3区	325,181	1,518
56	愛知県第10区	408,424	1,906	116	千葉県第10区	367,402	1,715	176	福岡県第4区	325,061	1,517
57	愛知県第6区	407,653	1,903	117	東京都第21区	366,405	1,710	177	岐阜県第1区	325,014	1,517
58	大阪府第5区	406,910	1,899	118	愛知県第2区	366,121	1,709	178	神奈川県第18区	324,006	1,512
59	茨城県第1区	406,757	1,899	119	静岡県第3区	365,656	1,707	179	埼玉県第10区	323,953	1,512
60	埼玉県第1区	405,970	1,895	120	埼玉県第11区	363,529	1,697	180	北海道第4区	323,470	1,510

(別表 I - 2)

(平成17年9月1日現在)

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
181	兵庫県第3区	322,997	1.508
182	新潟県第4区	322,023	1.503
183	福岡県第7区	321,534	1.501
184	新潟県第2区	320,718	1.497
185	青森県第4区	319,836	1.493
186	島根県第2区	319,245	1.490
187	群馬県第5区	319,021	1.489
188	静岡県第7区	318,422	1.486
189	大分県第2区	318,070	1.485
190	三重県第2区	317,377	1.481
191	東京都第25区	316,984	1.480
192	大阪府第8区	315,559	1.473
193	茨城県第7区	315,524	1.473
194	和歌山県第1区	314,432	1.468
195	石川県第2区	314,239	1.467
196	大阪府第10区	313,035	1.461
197	和歌山県第3区	312,730	1.460
198	岐阜県第2区	312,501	1.459
199	秋田県第2区	312,267	1.458
200	兵庫県第12区	311,816	1.455
201	山口県第2区	311,203	1.453
202	大阪府第16区	311,180	1.453
203	千葉県第3区	310,927	1.451
204	岩手県第2区	310,810	1.451
205	三重県第1区	310,151	1.448
206	熊本県第2区	309,179	1.443
207	広島県第1区	307,448	1.435
208	山形県第1区	305,878	1.428
209	千葉県第13区	305,244	1.425
210	新潟県第6区	304,495	1.421
211	大阪府第19区	304,320	1.420
212	熊本県第4区	303,950	1.419
213	香川県第1区	302,577	1.412
214	宮崎県第2区	301,810	1.409
215	茨城県第4区	301,720	1.408
216	岡山県第3区	300,506	1.403
217	愛媛県第2区	300,221	1.401
218	栃木県第5区	299,333	1.397
219	滋賀県第1区	299,163	1.396
220	福島県第3区	299,163	1.396
221	宮崎県第3区	298,981	1.396
222	群馬県第3区	297,455	1.388
223	奈良県第2区	297,385	1.388
224	三重県第5区	297,377	1.388
225	奈良県第1区	295,882	1.381
226	長野県第5区	294,037	1.372
227	岡山県第5区	291,530	1.361
228	岐阜県第5区	290,646	1.357
229	北海道第11区	290,484	1.356
230	奈良県第3区	290,220	1.355
231	岡山県第2区	288,250	1.345
232	群馬県第4区	287,839	1.344
233	宮城県第3区	287,647	1.343
234	新潟県第5区	286,954	1.339
235	広島県第4区	286,902	1.339
236	岩手県第4区	286,595	1.338
237	北海道第7区	286,454	1.337
238	長崎県第4区	286,413	1.337
239	島根県第1区	286,205	1.336
240	山口県第3区	285,401	1.332

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
241	滋賀県第4区	284,689	1.329
242	鹿児島県第2区	283,503	1.323
243	広島県第5区	281,582	1.314
244	神奈川県第9区	281,203	1.313
245	沖縄県第3区	278,987	1.302
246	香川県第2区	277,642	1.296
247	福岡県第11区	277,282	1.294
248	石川県第3区	275,961	1.288
249	山口県第4区	275,663	1.287
250	奈良県第4区	274,324	1.280
251	愛媛県第3区	274,162	1.280
252	岩手県第1区	273,565	1.277
253	鹿児島県第4区	273,449	1.276
254	栃木県第2区	273,033	1.274
255	京都府第2区	272,690	1.273
256	鹿児島県第3区	270,591	1.263
257	秋田県第1区	270,059	1.261
258	青森県第3区	266,082	1.242
259	熊本県第3区	265,801	1.241
260	京都府第5区	265,542	1.239
261	愛知県第14区	263,654	1.231
262	富山県第1区	262,528	1.225
263	鳥取県第1区	261,387	1.220
264	滋賀県第2区	259,573	1.212
265	岩手県第3区	259,095	1.209
266	富山県第2区	258,196	1.205
267	鹿児島県第5区	257,372	1.201
268	愛媛県第4区	254,136	1.186
269	香川県第3区	253,995	1.186
270	熊本県第5区	252,866	1.180
271	福島県第4区	252,177	1.177
272	長野県第4区	251,779	1.175
273	沖縄県第2区	250,693	1.170
274	沖縄県第1区	250,505	1.169
275	沖縄県第4区	248,584	1.160
276	青森県第2区	248,301	1.159
277	山梨県第3区	247,023	1.153
278	栃木県第3区	244,983	1.144
279	三重県第4区	243,086	1.135
280	宮城県第6区	241,954	1.129
281	山梨県第2区	237,259	1.107
282	和歌山県第2区	236,185	1.102
283	佐賀県第1区	232,385	1.085
284	茨城県第5区	232,013	1.083
285	鳥取県第2区	231,663	1.081
286	宮城県第5区	230,833	1.077
287	佐賀県第3区	230,222	1.075
288	滋賀県第3区	229,596	1.072
289	徳島県第2区	229,101	1.069
290	佐賀県第2区	227,944	1.064
291	徳島県第3区	225,208	1.051
292	高知県第2区	223,350	1.043
293	山梨県第1区	221,151	1.032
294	福井県第1区	220,173	1.028
295	高知県第3区	219,839	1.026
296	福井県第2区	219,795	1.026
297	長崎県第3区	217,397	1.015
298	福井県第3区	216,317	1.010
299	高知県第1区	215,753	1.007
300	徳島県第1区	214,235	1.000

(別表 I - 3)

小選挙区別 平成17年国勢調査人口(確定値)

選挙区名	平成17年 国調人口 (確定値)	最小選挙区 との格差
北海道 1区	563,151	2,177
北海道 2区	526,873	2,037
北海道 3区	523,518	2,024
北海道 4区	387,667	1,499
北海道 5区	558,872	2,160
北海道 6区	535,480	2,070
北海道 7区	345,948	1,337
北海道 8区	496,431	1,919
北海道 9区	508,046	1,964
北海道 10区	427,088	1,651
北海道 11区	354,146	1,369
北海道 12区	400,517	1,548
北海道計	5,627,737	
青森 1区	427,620	1,653
青森 2区	299,341	1,157
青森 3区	324,033	1,253
青森 4区	385,663	1,491
青森計	1,436,657	
岩手 1区	347,969	1,345
岩手 2区	373,447	1,444
岩手 3区	310,334	1,200
岩手 4区	353,291	1,366
岩手計	1,385,041	
宮城 1区	503,665	1,947
宮城 2区	521,433	2,016
宮城 3区	356,567	1,378
宮城 4区	411,749	1,592
宮城 5区	278,804	1,078
宮城 6区	288,000	1,113
宮城計	2,360,218	
秋田 1区	333,109	1,288
秋田 2区	365,218	1,412
秋田 3区	447,174	1,729
秋田計	1,145,501	
山形 1区	383,827	1,484
山形 2区	432,121	1,670
山形 3区	400,233	1,547
山形計	1,216,181	
福島 1区	534,556	2,066
福島 2区	441,843	1,708
福島 3区	375,339	1,451
福島 4区	310,931	1,202
福島 5区	428,650	1,657
福島計	2,091,319	
茨城 1区	502,573	1,943
茨城 2区	444,229	1,717
茨城 3区	465,984	1,801
茨城 4区	369,185	1,427
茨城 5区	281,795	1,089
茨城 6区	520,134	2,011
茨城 7区	391,267	1,513
茨城計	2,975,167	
栃木 1区	510,138	1,972
栃木 2区	335,900	1,299
栃木 3区	307,450	1,189
栃木 4区	497,121	1,922
栃木 5区	366,022	1,415
栃木計	2,016,631	
群馬 1区	478,719	1,851
群馬 2区	418,164	1,617

選挙区名	平成17年 国調人口 (確定値)	最小選挙区 との格差
群馬 3区	381,147	1,473
群馬 4区	356,100	1,377
群馬 5区	390,005	1,508
群馬計	2,024,135	
埼玉 1区	505,442	1,954
埼玉 2区	538,434	2,081
埼玉 3区	552,108	2,134
埼玉 4区	421,834	1,631
埼玉 5区	411,309	1,590
埼玉 6区	512,162	1,980
埼玉 7区	492,448	1,904
埼玉 8区	421,205	1,628
埼玉 9区	497,607	1,924
埼玉 10区	404,742	1,565
埼玉 11区	455,318	1,760
埼玉 12区	460,114	1,779
埼玉 13区	442,535	1,711
埼玉 14区	492,716	1,905
埼玉 15区	446,269	1,725
埼玉計	7,054,243	
千葉 1区	479,863	1,855
千葉 2区	521,222	2,015
千葉 3区	393,105	1,520
千葉 4区	569,835	2,203
千葉 5区	506,458	1,958
千葉 6区	419,488	1,622
千葉 7区	472,412	1,826
千葉 8区	465,143	1,798
千葉 9区	481,649	1,862
千葉 10区	447,893	1,731
千葉 11区	454,294	1,756
千葉 12区	464,024	1,794
千葉 13区	381,076	1,473
千葉計	6,056,462	
東京 1区	533,355	2,062
東京 2区	453,217	1,752
東京 3区	547,743	2,117
東京 4区	493,032	1,906
東京 5区	538,402	2,081
東京 6区	566,827	2,191
東京 7区	513,961	1,987
東京 8区	528,587	2,043
東京 9区	536,018	2,072
東京 10区	406,906	1,573
東京 11区	523,083	2,022
東京 12区	466,795	1,805
東京 13区	488,424	1,888
東京 14区	422,380	1,633
東京 15区	420,845	1,627
東京 16区	560,481	2,167
東京 17区	518,341	2,004
東京 18区	497,260	1,922
東京 19区	563,802	2,180
東京 20区	479,694	1,854
東京 21区	459,247	1,775
東京 22区	547,946	2,118
東京 23区	551,411	2,132
東京 24区	560,012	2,165
東京 25区	398,832	1,542
東京計	12,576,601	

選挙区名	平成17年 国調人口 (確定値)	最小選挙区 との格差
神奈川 1区	514,350	1,988
神奈川 2区	503,603	1,947
神奈川 3区	486,393	1,889
神奈川 4区	384,524	1,486
神奈川 5区	541,370	2,093
神奈川 6区	453,946	1,755
神奈川 7区	490,730	1,897
神奈川 8区	466,434	1,799
神奈川 9区	358,490	1,386
神奈川 10区	588,834	2,160
神奈川 11区	476,039	1,840
神奈川 12区	443,471	1,714
神奈川 13区	554,925	2,145
神奈川 14区	532,509	2,059
神奈川 15区	550,215	2,127
神奈川 16区	537,655	2,078
神奈川 17区	529,422	2,047
神奈川 18区	409,687	1,584
神奈川計	8,791,597	
新潟 1区	532,041	2,057
新潟 2区	387,839	1,499
新潟 3区	397,122	1,535
新潟 4区	388,446	1,502
新潟 5区	356,477	1,378
新潟 6区	369,534	1,429
新潟計	2,431,459	
富山 1区	325,347	1,258
富山 2区	315,347	1,219
富山 3区	471,035	1,821
富山計	1,111,729	
石川 1区	454,607	1,757
石川 2区	394,377	1,525
石川 3区	325,042	1,257
石川計	1,174,026	
福井 1区	277,926	1,074
福井 2区	271,605	1,050
福井 3区	272,061	1,052
福井計	821,592	
山梨 1区	276,262	1,068
山梨 2区	294,761	1,139
山梨 3区	313,492	1,212
山梨計	884,515	
長野 1区	531,967	2,056
長野 2区	480,927	1,859
長野 3区	501,940	1,940
長野 4区	313,054	1,210
長野 5区	368,226	1,423
長野計	2,196,114	
岐阜 1区	399,931	1,546
岐阜 2区	391,637	1,514
岐阜 3区	518,274	2,004
岐阜 4区	438,500	1,695
岐阜 5区	358,884	1,387
岐阜計	2,107,226	
静岡 1区	470,804	1,820
静岡 2区	486,801	1,882
静岡 3区	469,293	1,814
静岡 4区	400,818	1,549
静岡 5区	563,472	2,178
静岡 6区	542,029	2,095

(別表 I - 3)

選挙区名	平成17年 国調人口 (確定値)	最小選挙区 との格差
静岡 7区	402,137	1.555
静岡 8区	457,023	1.767
静岡計	3,792,377	
愛知 1区	448,768	1.735
愛知 2区	471,568	1.823
愛知 3区	479,510	1.854
愛知 4区	464,811	1.797
愛知 5区	505,386	1.954
愛知 6区	517,278	2.000
愛知 7区	523,334	2.023
愛知 8区	516,629	1.997
愛知 9区	523,961	2.026
愛知 10区	514,414	1.989
愛知 11区	465,465	1.799
愛知 12区	562,635	2.175
愛知 13区	491,228	1.899
愛知 14区	330,828	1.279
愛知 15区	438,869	1.697
愛知計	7,254,704	
三重 1区	389,667	1.506
三重 2区	409,218	1.582
三重 3区	414,413	1.602
三重 4区	300,133	1.160
三重 5区	353,532	1.367
三重計	1,866,963	
滋賀 1区	377,669	1.460
滋賀 2区	333,301	1.288
滋賀 3区	301,337	1.165
滋賀 4区	368,054	1.423
滋賀計	1,380,361	
京都 1区	483,559	1.869
京都 2区	348,721	1.348
京都 3区	433,986	1.678
京都 4区	504,737	1.951
京都 5区	323,324	1.250
京都 6区	553,333	2.139
京都計	2,647,680	
大阪 1区	479,475	1.854
大阪 2区	443,048	1.713
大阪 3区	495,600	1.916
大阪 4区	501,029	1.937
大阪 5区	507,036	1.960
大阪 6区	481,794	1.863
大阪 7区	438,894	1.697
大阪 8区	386,623	1.495
大阪 9区	533,537	2.063
大阪 10区	380,873	1.472
大阪 11区	481,688	1.862
大阪 12区	425,662	1.646
大阪 13区	513,821	1.986
大阪 14区	534,996	2.068
大阪 15区	504,261	1.949
大阪 16区	383,872	1.484
大阪 17区	407,959	1.577
大阪 18区	535,242	2.069
大阪 19区	381,751	1.476
大阪計	8,817,166	
兵庫 1区	450,678	1.742
兵庫 2区	436,721	1.688
兵庫 3区	394,357	1.524

選挙区名	平成17年 国調人口 (確定値)	最小選挙区 との格差
兵庫 4区	535,382	2.070
兵庫 5区	450,859	1.743
兵庫 6区	569,780	2.203
兵庫 7区	555,927	2.149
兵庫 8区	462,647	1.788
兵庫 9区	442,418	1.710
兵庫 10区	427,402	1.652
兵庫 11区	482,304	1.864
兵庫 12区	382,126	1.477
兵庫計	5,590,601	
奈良 1区	363,647	1.406
奈良 2区	366,981	1.419
奈良 3区	358,983	1.388
奈良 4区	331,699	1.282
奈良計	1,421,310	
和歌山 1区	375,591	1.452
和歌山 2区	286,430	1.107
和歌山 3区	373,948	1.446
和歌山計	1,035,969	
鳥取 1区	325,095	1.257
鳥取 2区	281,917	1.090
鳥取計	607,012	
島根 1区	352,524	1.363
島根 2区	389,699	1.506
島根計	742,223	
岡山 1区	438,483	1.695
岡山 2区	354,744	1.371
岡山 3区	360,887	1.395
岡山 4区	451,324	1.745
岡山 5区	351,826	1.360
岡山計	1,957,264	
広島 1区	386,859	1.496
広島 2区	482,480	1.865
広島 3区	434,250	1.679
広島 4区	373,852	1.445
広島 5区	334,870	1.294
広島 6区	405,444	1.567
広島 7区	459,087	1.775
広島計	2,876,642	
山口 1区	444,983	1.720
山口 2区	371,037	1.434
山口 3区	344,766	1.333
山口 4区	331,820	1.283
山口計	1,492,606	
徳島 1区	270,633	1.046
徳島 2区	275,937	1.067
徳島 3区	263,380	1.018
徳島計	809,950	
香川 1区	371,663	1.437
香川 2区	333,113	1.288
香川 3区	307,624	1.189
香川計	1,012,400	
愛媛 1区	481,528	1.861
愛媛 2区	357,566	1.382
愛媛 3区	330,177	1.276
愛媛 4区	298,544	1.154
愛媛計	1,467,815	
高知 1区	271,086	1.048
高知 2区	266,525	1.030
高知 3区	258,681	1.000

選挙区名	平成17年 国調人口 (確定値)	最小選挙区 との格差
高知計	796,292	
福岡 1区	470,192	1.818
福岡 2区	542,130	2.096
福岡 3区	486,931	1.882
福岡 4区	411,037	1.589
福岡 5区	504,267	1.949
福岡 6区	465,712	1.800
福岡 7区	390,355	1.509
福岡 8区	453,502	1.753
福岡 9区	486,938	1.882
福岡 10区	506,587	1.958
福岡 11区	332,257	1.284
福岡計	5,049,908	
佐賀 1区	298,472	1.154
佐賀 2区	284,361	1.099
佐賀 3区	283,536	1.096
佐賀計	866,369	
長崎 1区	437,585	1.692
長崎 2区	421,205	1.628
長崎 3区	267,921	1.036
長崎 4区	351,921	1.360
長崎計	1,478,632	
熊本 1区	465,007	1.798
熊本 2区	378,517	1.463
熊本 3区	328,164	1.269
熊本 4区	364,349	1.408
熊本 5区	306,196	1.184
熊本計	1,842,233	
大分 1区	445,996	1.724
大分 2区	368,443	1.424
大分 3区	395,132	1.527
大分計	1,209,571	
宮崎 1区	424,763	1.642
宮崎 2区	366,225	1.416
宮崎 3区	362,054	1.400
宮崎計	1,153,042	
鹿児島 1区	415,364	1.506
鹿児島 2区	356,702	1.379
鹿児島 3区	329,221	1.273
鹿児島 4区	341,151	1.319
鹿児島 5区	310,741	1.201
鹿児島計	1,753,179	
沖縄 1区	326,940	1.264
沖縄 2区	338,922	1.310
沖縄 3区	367,714	1.421
沖縄 4区	328,018	1.268
沖縄計	1,361,594	
合計	127,767,994	





## (別表 I - 4)

(平成20年9月2日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との格差
181	山形県第3区	321,976	1,501
182	北海道第12区	321,778	1,500
183	兵庫県第3区	321,494	1,499
184	東京都第25区	319,928	1,492
185	群馬県第5区	319,757	1,491
186	千葉県第3区	319,255	1,488
187	千葉県第13区	318,987	1,487
188	北海道第4区	318,943	1,487
189	大阪府第8区	318,726	1,486
190	石川県第2区	317,917	1,482
191	新潟県第2区	317,905	1,482
192	福岡県第7区	317,075	1,478
193	大阪府第10区	316,607	1,476
194	茨城県第7区	316,292	1,475
195	島根県第2区	314,677	1,467
196	大阪府第16区	314,301	1,465
197	青森県第4区	314,236	1,465
198	和歌山県第1区	314,154	1,465
199	岐阜県第2区	312,920	1,459
200	三重県第1区	311,271	1,451
201	広島県第1区	310,964	1,450
202	大分県第2区	310,879	1,449
203	兵庫県第12区	309,958	1,445
204	山口県第2区	308,179	1,437
205	熊本県第2区	308,176	1,437
206	大阪府第19区	307,870	1,435
207	和歌山県第3区	307,684	1,435
208	山形県第1区	307,150	1,432
209	滋賀県第1区	306,765	1,430
210	香川県第1区	305,112	1,423
211	茨城県第4区	304,322	1,419
212	秋田県第2区	303,079	1,413
213	熊本県第4区	301,214	1,404
214	新潟県第6区	300,684	1,402
215	群馬県第3区	299,912	1,398
216	福島県第3区	299,497	1,396
217	奈良県第2区	298,664	1,392
218	栃木県第5区	297,973	1,389
219	宮崎県第2区	297,908	1,389
220	愛媛県第2区	297,623	1,388
221	神奈川県第9区	296,892	1,384
222	岡山県第3区	296,580	1,383
223	奈良県第1区	296,262	1,381
224	宮崎県第3区	296,093	1,380
225	広島県第4区	293,806	1,370
226	長野県第5区	293,253	1,367
227	三重県第5区	292,163	1,362
228	奈良県第3区	291,559	1,359
229	岐阜県第5区	290,776	1,356
230	群馬県第4区	290,481	1,354
231	北海道第11区	289,818	1,351
232	岡山県第2区	289,611	1,350
233	宮城県第3区	289,541	1,350
234	滋賀県第4区	288,996	1,347
235	岡山県第5区	288,289	1,344
236	沖縄県第3区	288,197	1,344
237	岩手県第2区	287,572	1,341
238	岩手県第4区	286,071	1,334
239	新潟県第5区	285,881	1,333
240	島根県第1区	284,180	1,325

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との格差
241	鹿児島県第2区	282,922	1,319
242	長崎県第4区	282,752	1,318
243	山口県第3区	280,941	1,310
244	北海道第7区	280,495	1,308
245	香川県第2区	276,385	1,289
246	岩手県第1区	275,774	1,286
247	広島県第5区	275,685	1,285
248	福岡県第1区	275,319	1,284
249	栃木県第2区	274,186	1,278
250	愛媛県第3区	273,869	1,277
251	鹿児島県第4区	273,309	1,274
252	山口県第4区	271,797	1,267
253	熊本県第3区	271,573	1,266
254	京都府第2区	271,537	1,266
255	奈良県第4区	271,014	1,264
256	石川県第3区	270,802	1,263
257	岩手県第3区	268,850	1,253
258	秋田県第1区	268,727	1,253
259	鹿児島県第3区	266,279	1,241
260	愛知県第14区	265,746	1,239
261	青森県第3区	263,854	1,230
262	滋賀県第2区	263,222	1,227
263	富山県第1区	262,629	1,224
264	京都府第5区	261,154	1,218
265	沖縄県第2区	260,890	1,216
266	鳥取県第1区	259,945	1,212
267	富山県第2区	259,472	1,210
268	沖縄県第4区	258,679	1,206
269	沖縄県第1区	255,551	1,191
270	鹿児島県第5区	253,320	1,181
271	香川県第3区	252,667	1,178
272	長野県第4区	250,731	1,169
273	熊本県第5区	248,990	1,161
274	山梨県第3区	248,915	1,161
275	栃木県第3区	247,524	1,154
276	福島県第4区	246,930	1,151
277	愛媛県第4区	246,709	1,150
278	三重県第4区	244,963	1,142
279	青森県第2区	244,262	1,139
280	滋賀県第3区	239,344	1,116
281	山梨県第2区	236,390	1,102
282	宮城県第6区	235,645	1,099
283	佐賀県第1区	235,251	1,097
284	和歌山県第2区	234,795	1,095
285	鳥取県第2区	229,872	1,072
286	茨城県第5区	229,228	1,069
287	佐賀県第3区	228,967	1,068
288	徳島県第2区	228,740	1,066
289	宮城県第5区	227,941	1,063
290	佐賀県第2区	227,399	1,060
291	福井県第1区	221,507	1,033
292	徳島県第3区	221,021	1,030
293	山梨県第1区	220,949	1,030
294	福井県第2区	220,262	1,027
295	高知県第2区	220,260	1,027
296	福井県第3区	214,985	1,002
297	徳島県第1区	214,830	1,002
298	高知県第1区	214,807	1,002
299	長崎県第3区	214,595	1,001
300	高知県第3区	214,484	1,000

小選挙区別 H21. 3. 31現在住民基本台帳人口 人口順

選挙区名	H21. 3. 31現在 住民基本台帳人口 (人)	最小選挙区 との較差	選挙区名	H21. 3. 31現在 住民基本台帳人口 (人)	最小選挙区 との較差	選挙区名	H21. 3. 31現在 住民基本台帳人口 (人)	最小選挙区 との較差
1 千葉 4区	590,943	2,337	61 茨城 1区	502,640	1,988	121 千葉 1区	452,041	1,788
2 兵庫 6区	582,100	2,302	62 愛知 5区	501,541	1,984	122 愛知 4区	451,387	1,785
3 神奈川 10区	576,862	2,282	63 福岡 10区	501,276	1,983	123 兵庫 5区	451,201	1,785
4 静岡 5区	567,137	2,243	64 東京 4区	499,143	1,974	124 京都 1区	450,735	1,783
5 愛知 12区	563,737	2,230	65 東京 13区	498,889	1,973	125 静岡 8区	450,243	1,781
6 北海道 1区	563,532	2,229	66 北海道 9区	498,827	1,973	126 神奈川 12区	449,863	1,779
7 兵庫 7区	562,259	2,224	67 東京 7区	496,291	1,963	127 埼玉 11区	447,739	1,771
8 東京 23区	560,849	2,218	68 大阪 15区	496,061	1,962	128 埼玉 15区	447,514	1,770
9 東京 6区	560,128	2,215	69 長野 3区	496,007	1,962	129 大阪 1区	445,899	1,764
10 東京 19区	558,826	2,210	70 福岡 3区	495,486	1,960	130 兵庫 9区	444,882	1,760
11 北海道 5区	557,795	2,206	71 大阪 4区	494,462	1,956	131 千葉 10区	443,505	1,754
12 東京 16区	557,615	2,205	72 埼玉 9区	493,724	1,953	132 茨城 2区	443,205	1,753
13 埼玉 3区	556,166	2,200	73 埼玉 7区	492,519	1,948	133 石川 1区	442,788	1,751
14 神奈川 15区	555,560	2,197	74 大阪 5区	492,198	1,947	134 山口 1区	442,487	1,750
15 神奈川 13区	555,208	2,196	75 栃木 4区	491,387	1,943	135 東京 15区	441,262	1,745
16 京都 6区	554,978	2,195	76 愛知 13区	490,743	1,941	136 広島 3区	440,172	1,741
17 埼玉 2区	552,995	2,187	77 東京 18区	488,621	1,933	137 埼玉 13区	439,739	1,739
18 神奈川 5区	551,364	2,181	78 大阪 13区	488,613	1,932	138 兵庫 1区	439,152	1,737
19 東京 3区	549,804	2,175	79 静岡 2区	488,272	1,931	139 秋田 3区	438,947	1,736
20 東京 22区	549,734	2,174	80 東京 20区	487,401	1,928	140 愛知 1区	438,583	1,735
21 東京 24区	547,702	2,166	81 宮城 1区	487,358	1,928	141 福島 2区	436,943	1,728
22 静岡 6区	542,224	2,145	82 神奈川 3区	487,137	1,927	142 岡山 1区	432,662	1,711
23 大阪 18区	538,896	2,131	83 京都 4区	486,070	1,922	143 兵庫 2区	432,481	1,710
24 兵庫 4区	536,370	2,121	84 千葉 9区	486,053	1,922	144 大阪 2区	431,026	1,705
25 東京 9区	534,813	2,115	85 大阪 11区	484,723	1,917	145 愛知 15区	430,714	1,704
26 大阪 9区	533,639	2,111	86 千葉 7区	483,498	1,912	146 大阪 7区	430,654	1,703
27 長野 1区	530,763	2,099	87 北海道 8区	482,322	1,908	147 長崎 1区	429,378	1,698
28 北海道 6区	529,538	2,094	88 千葉 1区	482,322	1,908	148 宮崎 1区	429,378	1,698
29 神奈川 16区	528,928	2,092	89 広島 2区	481,326	1,904	149 兵庫 10区	428,571	1,695
30 東京 8区	527,942	2,088	90 愛媛 1区	481,000	1,902	150 岐阜 4区	428,002	1,693
31 東京 1区	527,896	2,088	91 兵庫 11区	479,795	1,898	151 福島 5区	426,176	1,686
32 神奈川 14区	527,289	2,085	92 福岡 9区	479,740	1,897	152 埼玉 4区	425,105	1,681
33 福島 1区	526,984	2,084	93 千葉 8区	477,040	1,887	153 埼玉 8区	423,563	1,675
34 北海道 3区	526,744	2,083	94 群馬 1区	476,812	1,886	154 京都 3区	423,368	1,674
35 愛知 9区	526,324	2,082	95 神奈川 11区	475,892	1,882	155 大阪 12区	422,903	1,673
36 北海道 2区	526,265	2,081	96 長野 2区	475,613	1,881	156 東京 14区	421,499	1,667
37 愛知 7区	525,529	2,079	97 大阪 6区	475,579	1,881	157 山形 2区	420,661	1,664
38 新潟 1区	525,129	2,077	98 愛知 3区	474,375	1,876	158 千葉 6区	420,652	1,664
39 福岡 2区	524,940	2,076	99 神奈川 8区	470,605	1,861	159 青森 1区	420,311	1,662
40 東京 5区	524,272	2,074	100 茨城 3区	470,201	1,860	160 福岡 4区	419,786	1,660
41 大阪 14区	524,242	2,073	101 静岡 1区	467,441	1,849	161 神奈川 18区	419,575	1,659
42 東京 17区	523,682	2,071	102 千葉 12区	466,850	1,846	162 埼玉 5区	418,603	1,656
43 千葉 2区	522,572	2,067	103 富山 3区	466,649	1,846	163 長崎 2区	417,036	1,649
44 愛知 8区	522,454	2,066	104 東京 2区	465,722	1,842	164 三重 3区	415,809	1,645
45 茨城 6区	522,075	2,065	105 愛知 2区	465,599	1,841	165 鹿児島 1区	413,445	1,635
46 愛知 10区	521,538	2,063	106 福岡 1区	464,930	1,839	166 宮城 4区	413,386	1,635
47 埼玉 6区	521,007	2,061	107 福岡 6区	464,049	1,835	167 大阪 17区	412,831	1,633
48 神奈川 17区	520,529	2,059	108 広島 7区	463,817	1,834	168 群馬 2区	411,788	1,629
49 岐阜 3区	520,336	2,058	109 熊本 1区	461,477	1,825	169 三重 2区	409,729	1,628
50 宮城 2区	519,164	2,053	110 静岡 3区	460,759	1,822	170 北海道 10区	404,696	1,601
51 愛知 6区	519,095	2,053	111 大阪 3区	460,368	1,821	171 静岡 4区	402,303	1,591
52 埼玉 1区	517,982	2,049	112 兵庫 8区	459,933	1,819	172 東京 10区	400,244	1,583
53 東京 11区	516,905	2,044	113 愛知 11区	459,553	1,818	173 広島 6区	399,263	1,579
54 栃木 1区	512,997	2,029	114 東京 12区	458,775	1,814	174 千葉 3区	398,544	1,576
55 神奈川 7区	511,479	2,023	115 東京 21区	457,949	1,811	175 岐阜 1区	398,496	1,576
56 福岡 5区	511,361	2,022	116 埼玉 12区	456,991	1,807	176 埼玉 10区	398,470	1,576
57 千葉 5区	505,609	2,000	117 岡山 4区	455,695	1,802	177 石川 2区	396,714	1,569
58 埼玉 14区	504,148	1,994	118 福岡 8区	452,787	1,791	178 神奈川 4区	395,490	1,564
59 神奈川 2区	504,085	1,994	119 神奈川 6区	452,522	1,790	179 静岡 7区	395,315	1,563
60 神奈川 1区	503,315	1,991	120 大分 1区	452,154	1,788	180 千葉 13区	394,824	1,562

(別表 I - 5)

	選挙区名	H21. 3. 31現在 住基台帳人口 (人)	最小選挙区 との較差		選挙区名	H21. 3. 31現在 住基台帳人口 (人)	最小選挙区 との較差
181	新・潟 3区	392,802	1.554	241	長崎 4区	346,658	1.371
182	東京 25区	392,294	1.552	242	島根 1区	346,229	1.369
183	大分 3区	390,844	1.546	243	岡山 5区	345,682	1.367
184	大阪 8区	389,570	1.541	244	沖縄 4区	341,421	1.350
185	山形 3区	388,989	1.538	245	岩手 1区	340,234	1.346
186	兵庫 3区	388,759	1.538	246	北海道 7区	338,629	1.339
187	群馬 5区	388,424	1.536	247	鹿児島 4区	337,836	1.336
188	茨城 7区	387,661	1.533	248	山口 3区	336,188	1.330
189	大阪 19区	386,667	1.529	249	熊本 3区	336,177	1.330
190	新潟 4区	386,423	1.528	250	栃木 2区	335,456	1.327
191	岐阜 2区	386,212	1.527	251	愛媛 3区	334,049	1.321
192	大阪 10区	384,865	1.522	252	香川 2区	333,936	1.321
193	福岡 7区	383,914	1.518	253	福岡 11区	333,601	1.319
194	滋賀 1区	383,900	1.518	254	滋賀 2区	330,018	1.305
195	北海道 12区	383,885	1.518	255	沖縄 1区	327,524	1.295
196	大阪 16区	383,426	1.516	256	広島 5区	327,195	1.294
197	新潟 2区	382,667	1.513	257	愛知 14区	327,178	1.294
198	島根 2区	381,564	1.509	258	奈良 4区	327,121	1.294
199	三重 1区	381,536	1.509	259	石川 3区	325,515	1.287
200	和歌山 1区	381,494	1.509	260	秋田 1区	324,512	1.283
201	兵庫 12区	380,751	1.506	261	山口 4区	323,456	1.279
202	沖縄 3区	379,830	1.502	262	富山 1区	322,311	1.275
203	広島 1区	377,758	1.494	263	青森 3区	322,265	1.275
204	北海道 4区	377,597	1.493	264	鹿児島 3区	322,035	1.274
205	青森 4区	376,907	1.491	265	京都 2区	320,950	1.269
206	熊本 2区	376,350	1.488	266	京都 5区	319,549	1.264
207	山形 1区	375,450	1.485	267	鳥取 1区	318,311	1.259
208	茨城 4区	375,092	1.484	268	富山 2区	312,677	1.237
209	香川 1区	374,871	1.483	269	山梨 3区	308,964	1.222
210	群馬 3区	372,372	1.473	270	香川 3区	307,733	1.217
211	福島 3区	372,081	1.472	271	滋賀 3区	306,371	1.212
212	和歌山 3区	370,693	1.466	272	鹿児島 5区	305,491	1.208
213	広島 4区	369,769	1.462	273	長野 4区	305,300	1.207
214	山口 2区	369,584	1.462	274	栃木 3区	303,708	1.201
215	大分 2区	368,044	1.456	275	福島 4区	301,585	1.193
216	奈良 2区	367,076	1.452	276	熊本 5区	301,518	1.193
217	岩手 2区	365,204	1.444	277	岩手 3区	300,735	1.189
218	宮崎 2区	364,936	1.443	278	青森 2区	297,795	1.178
219	新潟 6区	364,458	1.441	279	三重 4区	296,885	1.174
220	熊本 4区	363,787	1.439	280	佐賀 1区	296,879	1.174
221	神奈川 9区	362,626	1.434	281	愛媛 4区	292,426	1.157
222	滋賀 4区	362,032	1.432	282	山梨 2区	289,457	1.145
223	宮崎 3区	361,530	1.430	283	和歌山 2区	286,542	1.133
224	奈良 3区	361,495	1.430	284	佐賀 3区	284,063	1.123
225	長野 5区	361,243	1.429	285	佐賀 2区	281,214	1.112
226	栃木 5区	360,406	1.425	286	宮城 6区	280,600	1.110
227	群馬 4区	359,446	1.422	287	鳥取 2区	280,174	1.108
228	奈良 1区	359,278	1.421	288	茨城 5区	278,765	1.103
229	岡山 3区	358,685	1.419	289	徳島 2区	275,930	1.091
230	愛媛 2区	356,832	1.411	290	宮城 5区	275,507	1.090
231	岐阜 5区	356,367	1.409	291	福井 1区	273,880	1.083
232	秋田 2区	355,276	1.405	292	福井 2区	272,023	1.076
233	宮城 3区	354,883	1.404	293	山梨 1区	268,701	1.063
234	北海道 11区	353,726	1.399	294	福井 3区	266,541	1.054
235	岡山 2区	351,140	1.389	295	長崎 3区	265,332	1.049
236	新潟 5区	350,324	1.386	296	高知 1区	264,074	1.044
237	三重 5区	350,091	1.385	297	徳島 3区	262,687	1.039
238	鹿児島 2区	349,747	1.383	298	徳島 1区	262,208	1.037
239	沖縄 2区	349,037	1.380	299	高知 2区	260,166	1.029
240	岩手 4区	349,032	1.380	300	高知 3区	252,840	1.000



## (別表 I - 6)

(平成21年8月30日現在)

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
181	新潟県第4区	321,921	1.520
182	兵庫県第3区	321,036	1.516
183	千葉県第3区	320,113	1.512
184	東京都第25区	319,067	1.507
185	山形県第3区	318,892	1.506
186	北海道第12区	318,569	1.504
187	大阪府第8区	317,977	1.502
188	群馬県第5区	317,838	1.501
189	石川県第2区	317,490	1.499
190	北海道第4区	316,523	1.495
191	新潟県第2区	315,884	1.492
192	大阪府第10区	315,502	1.490
193	茨城県第7区	314,798	1.487
194	福岡県第7区	314,243	1.484
195	大阪府第16区	314,054	1.483
196	和歌山県第1区	313,226	1.479
197	島根県第2区	312,861	1.478
198	青森県第4区	311,445	1.471
199	岐阜県第2区	311,445	1.471
200	広島県第1区	311,170	1.470
201	三重県第1区	310,063	1.464
202	滋賀県第1区	308,301	1.456
203	兵庫県第12区	307,887	1.454
204	大分県第2区	307,141	1.450
205	熊本県第2区	306,933	1.450
206	大阪府第19区	306,878	1.449
207	山形県第1区	306,052	1.445
208	山口県第2区	305,810	1.443
209	香川県第1区	304,702	1.439
210	和歌山県第3区	304,250	1.437
211	茨城県第4区	303,672	1.434
212	岩手県第2区	300,967	1.421
213	群馬県第3区	299,261	1.413
214	神奈川第9区	299,255	1.413
215	秋田県第2区	299,193	1.413
216	新潟県第6区	298,729	1.411
217	熊本県第4区	298,569	1.410
218	奈良県第2区	298,265	1.409
219	福島県第3区	298,086	1.408
220	栃木県第5区	296,210	1.399
221	宮崎県第2区	295,965	1.398
222	奈良県第1区	295,931	1.398
223	愛媛県第2区	295,878	1.397
224	宮崎県第3区	294,460	1.391
225	岡山県第3区	294,210	1.389
226	広島県第4区	293,632	1.387
227	長野県第5区	291,541	1.377
228	奈良県第3区	290,935	1.374
229	群馬県第4区	290,446	1.372
230	岐阜県第5区	289,490	1.367
231	三重県第5区	289,477	1.367
232	宮城県第3区	289,304	1.366
233	北海道第11区	289,067	1.365
234	沖縄県第3区	288,868	1.364
235	滋賀県第4区	288,796	1.364
236	岡山県第2区	288,735	1.364
237	岡山県第5区	285,800	1.350
238	新潟県第5区	284,942	1.346
239	岩手県第4区	284,534	1.344
240	島根県第1区	282,460	1.334

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
241	鹿児島県第2区	281,457	1.329
242	長崎県第4区	280,233	1.323
243	山口県第3区	278,585	1.316
244	北海道第7区	277,937	1.313
245	岩手県第1区	275,596	1.302
246	香川県第2区	274,715	1.297
247	広島県第5区	273,182	1.290
248	栃木県第2区	272,965	1.289
249	愛媛県第3区	272,730	1.288
250	福岡県第11区	272,543	1.287
251	鹿児島県第4区	271,930	1.284
252	熊本県第3区	270,914	1.279
253	京都府第2区	269,819	1.274
254	奈良県第4区	269,294	1.272
255	山口県第4区	269,088	1.271
256	石川県第3区	268,230	1.267
257	秋田県第1区	267,441	1.263
258	愛知県第14区	265,069	1.252
259	鹿児島県第3区	264,355	1.248
260	滋賀県第2区	262,896	1.242
261	沖縄県第2区	262,402	1.239
262	青森県第3区	262,246	1.238
263	富山県第1区	261,895	1.237
264	沖縄県第4区	259,929	1.228
265	京都府第5区	259,445	1.225
266	鳥取県第1区	258,394	1.220
267	富山県第2区	257,917	1.218
268	沖縄県第1区	255,502	1.207
269	香川県第3区	251,318	1.187
270	鹿児島県第5区	250,755	1.184
271	岩手県第3区	249,636	1.179
272	長野県第4区	249,373	1.178
273	山梨県第3区	248,102	1.172
274	栃木県第3区	247,194	1.167
275	熊本県第5区	246,515	1.164
276	福島県第4区	244,469	1.155
277	三重県第4区	243,958	1.152
278	愛媛県第4区	243,418	1.150
279	青森県第2区	242,488	1.145
280	滋賀県第3区	240,854	1.137
281	佐賀県第1区	235,158	1.111
282	山梨県第2区	234,746	1.109
283	和歌山県第2区	233,384	1.102
284	宮城県第6区	232,919	1.100
285	鳥取県第2区	228,476	1.079
286	佐賀県第3区	227,696	1.075
287	茨城県第5区	227,553	1.075
288	徳島県第2区	227,122	1.073
289	宮城県第5区	226,277	1.069
290	佐賀県第2区	226,094	1.068
291	福井県第1区	220,971	1.044
292	福井県第2区	219,456	1.036
293	山梨県第1区	219,110	1.035
294	徳島県第3区	218,898	1.034
295	高知県第2区	217,563	1.027
296	徳島県第1区	214,365	1.012
297	福井県第3区	213,911	1.010
298	高知県第1区	213,841	1.010
299	長崎県第3区	212,785	1.005
300	高知県第3区	211,750	1.000

(別表Ⅱ-1)

都道府県別定数配分制・試算表①(人口比例方式)(平成12年国勢調査速報値)

		※基準人員数 423,064											
A	B	C	D	E		F	G	H		I	J	K	
都道府県	都道府県人口	人口を基準人員数で除した数(商)	Cの整数値	剰余数(人口)		加算数	新定数(D+F)	定数1当たりの人口		最小界との差	現行数	現行定数との増減(G-J)	
				順位				順位					
北海道	5,682,950	13.432	13	183,118	29	0	13	437,150	15	1.226	12	1	
青森	1,475,635	3.487	3	206,443	27	0	3	491,878	3	1.379	4	-1	
岩手	1,416,198	3.347	3	147,006	35	0	3	472,066	5	1.324	4	-1	
宮城	2,365,204	5.590	5	249,884	22	1	6	394,201	38	1.105	6	0	
秋田	1,189,215	2.810	2	343,087	11	1	3	396,405	37	1.112	3	0	
山形	1,244,040	2.940	2	397,912	4	1	3	414,680	27	1.163	3	0	
福島	2,126,998	5.027	5	11,678	46	0	5	425,400	20	1.193	5	0	
茨城	2,985,424	7.056	7	23,976	45	0	7	426,489	19	1.196	7	0	
栃木	2,004,787	4.738	4	312,531	17	1	5	400,957	36	1.124	5	0	
群馬	2,024,820	4.786	4	332,564	15	1	5	404,964	35	1.136	5	0	
埼玉	6,938,004	16.399	16	168,980	32	0	16	433,625	16	1.216	15	1	
千葉	5,926,349	14.008	14	3,453	47	0	14	423,311	22	1.187	13	1	
東京	12,059,237	28.504	28	213,445	26	0	28	430,687	17	1.208	25	3	
神奈川	8,489,932	20.067	20	28,652	44	0	20	424,497	21	1.190	18	2	
新潟	2,475,724	5.851	5	360,404	9	1	6	412,621	30	1.157	6	0	
富山	1,120,843	2.649	2	274,715	18	1	3	373,614	45	1.048	3	0	
石川	1,180,935	2.791	2	334,807	14	1	3	393,645	39	1.104	3	0	
福井	828,960	1.959	1	405,896	2	1	2	414,480	28	1.162	3	-1	
山梨	888,170	2.099	2	42,042	42	0	2	444,085	10	1.245	3	-1	
長野	2,214,409	5.234	5	99,089	37	0	5	442,882	11	1.242	5	0	
岐阜	2,107,687	4.981	4	415,431	1	1	5	421,537	23	1.182	5	0	
静岡	3,767,427	8.905	8	382,915	6	1	9	418,603	25	1.174	8	1	
愛知	7,043,235	16.648	16	274,211	19	1	17	414,308	29	1.162	15	2	
三重	1,857,365	4.390	4	165,109	34	0	4	464,341	7	1.302	5	-1	
滋賀	1,342,811	3.174	3	73,619	39	0	3	447,604	8	1.255	4	-1	
京都	2,644,331	6.250	6	105,947	36	0	6	440,722	12	1.236	6	0	
大阪	8,804,806	20.811	20	343,526	10	1	21	419,277	24	1.176	19	2	
兵庫	5,550,742	13.120	13	50,910	40	0	13	426,980	18	1.197	12	1	
奈良	1,442,862	3.410	3	173,670	31	0	3	480,954	4	1.349	4	-1	
和歌山	1,069,839	2.528	2	223,711	25	1	3	356,613	47	1.000	3	0	
鳥取	613,229	1.449	1	190,165	28	0	1	613,229	1	1.720	2	-1	
島根	761,499	1.799	1	338,435	13	1	2	380,750	43	1.068	2	0	
岡山	1,950,656	4.610	4	258,400	21	1	5	390,131	40	1.094	5	0	
広島	2,878,949	6.804	6	340,565	12	1	7	411,278	32	1.153	7	0	
山口	1,528,107	3.611	3	258,915	20	1	4	382,027	42	1.071	4	0	
徳島	823,997	1.947	1	400,933	3	1	2	411,999	31	1.155	3	-1	
香川	1,022,843	2.417	2	176,715	30	0	2	511,422	2	1.434	3	-1	
愛媛	1,493,126	3.529	3	223,934	24	1	4	373,282	46	1.047	4	0	
高知	813,980	1.924	1	390,916	5	1	2	406,990	34	1.141	3	-1	
福岡	5,015,666	11.855	11	361,962	8	1	12	417,972	26	1.172	11	1	
佐賀	876,664	2.072	2	30,536	43	0	2	438,332	14	1.229	3	-1	
長崎	1,516,536	3.584	3	247,344	23	1	4	379,134	44	1.063	4	0	
熊本	1,859,451	4.395	4	167,195	33	0	4	464,863	6	1.304	5	-1	
大分	1,221,128	2.886	2	375,000	7	1	3	407,043	33	1.141	3	0	
宮崎	1,170,023	2.765	2	323,895	16	1	3	390,008	41	1.094	3	0	
鹿児島	1,786,214	4.222	4	93,958	38	0	4	446,554	9	1.252	5	-1	
沖縄	1,318,281	3.116	3	49,089	41	0	3	439,427	13	1.232	4	-1	
計	126,919,288	300	275	10,576,688		25	300	423,064			300	0	

残25

較差	都道府県の数
1.0～1.2	30
1.2～1.4	15
1.4～1.6	1
1.6～1.8	1
1.8～2.0	0
計	47

(別表Ⅱ-2)

都道府県別定数配分制・試算表②(1人別枠方式)(平成12年国勢調査速報値)

※基準人員数 501,657													
A	B	B'	C	D	E		F	G	H		I	J	K
都道府県	都道府県人口	1人別枠による配分定数	人口を基準人員数で除した数(商)	Cの整数値	剰余数(人口)		加算数	新定数(B'+D+F)	定数1当たりの人口	最小県との差	現行数	現行定数との増減(G-J)	
					順位				順位				
北海道	5,682,950	1	11.328	11	164,723	34	0	12	473,579	2	1.745	12	0
青森	1,475,635	1	2.941	2	472,321	5	1	4	368,909	34	1.360	4	0
岩手	1,416,198	1	2.823	2	412,884	11	1	4	354,050	38	1.305	4	0
宮城	2,365,204	1	4.714	4	358,576	16	1	6	394,201	23	1.453	6	0
秋田	1,189,215	1	2.370	2	185,901	31	0	3	396,405	22	1.461	3	0
山形	1,244,040	1	2.479	2	240,726	28	0	3	414,680	16	1.528	3	0
福島	2,126,998	1	4.239	4	120,370	36	0	5	425,400	14	1.568	5	0
茨城	2,985,424	1	5.951	5	477,139	4	1	7	426,489	13	1.572	7	0
栃木	2,004,787	1	3.996	3	499,816	2	1	5	400,957	21	1.478	5	0
群馬	2,024,820	1	4.036	4	18,192	46	0	5	404,964	20	1.493	5	0
埼玉	6,938,004	1	13.830	13	416,463	10	1	15	462,534	8	1.705	15	0
千葉	5,926,349	1	11.813	11	408,122	12	1	13	455,873	10	1.680	13	0
東京	12,059,237	1	24.038	24	19,469	45	0	25	482,369	1	1.778	25	0
神奈川	8,489,932	1	16.923	16	463,420	7	1	18	471,663	3	1.738	18	0
新潟	2,475,724	1	4.935	4	469,096	6	1	6	412,621	17	1.521	6	0
富山	1,120,843	1	2.234	2	117,529	37	0	3	373,614	30	1.377	3	0
石川	1,180,935	1	2.354	2	177,621	32	0	3	393,645	24	1.451	3	0
福井	828,960	1	1.652	1	327,303	20	1	3	276,320	45	1.018	3	0
山梨	888,170	1	1.770	1	386,513	13	1	3	296,057	43	1.091	3	0
長野	2,214,409	1	4.414	4	207,781	30	0	5	442,882	11	1.632	5	0
岐阜	2,107,687	1	4.201	4	101,059	39	0	5	421,537	15	1.554	5	0
静岡	3,767,427	1	7.509	7	255,828	27	0	8	470,928	4	1.736	8	0
愛知	7,043,235	1	14.039	14	20,037	43	0	15	469,549	5	1.731	15	0
三重	1,857,365	1	3.702	3	352,394	18	1	5	371,473	33	1.369	5	0
滋賀	1,342,811	1	2.676	2	339,497	19	1	4	335,703	40	1.237	4	0
京都	2,644,331	1	5.271	5	136,046	35	0	6	440,722	12	1.624	6	0
大阪	8,804,806	1	17.551	17	276,637	25	1	19	463,411	6	1.708	19	0
兵庫	5,550,742	1	11.064	11	32,515	41	0	12	462,562	7	1.705	12	0
奈良	1,442,862	1	2.876	2	439,548	9	1	4	360,716	35	1.329	4	0
和歌山	1,069,839	1	2.132	2	66,525	40	0	3	356,613	37	1.314	3	0
鳥取	613,229	1	1.222	1	111,572	38	0	2	306,615	42	1.130	2	0
島根	761,499	1	1.517	1	259,842	26	0	2	380,750	28	1.403	2	0
岡山	1,950,656	1	3.888	3	445,685	8	1	5	390,131	25	1.438	5	0
広島	2,878,949	1	5.738	5	370,664	15	1	7	411,278	18	1.516	7	0
山口	1,528,107	1	3.046	3	23,136	42	0	4	382,027	27	1.408	4	0
徳島	823,997	1	1.642	1	322,340	21	1	3	274,666	46	1.012	3	0
香川	1,022,843	1	2.038	2	19,529	44	0	3	340,948	39	1.257	3	0
愛媛	1,493,126	1	2.976	2	489,812	3	1	4	373,282	31	1.376	4	0
高知	813,980	1	1.622	1	312,323	23	1	3	271,327	47	1.000	3	0
福岡	5,015,666	1	9.998	9	500,753	1	1	11	455,970	9	1.681	11	0
佐賀	876,664	1	1.747	1	375,007	14	1	3	292,221	44	1.077	3	0
長崎	1,516,536	1	3.023	3	11,565	47	0	4	379,134	29	1.397	4	0
熊本	1,859,451	1	3.706	3	354,480	17	1	5	371,890	32	1.371	5	0
大分	1,221,128	1	2.434	2	217,814	29	0	3	407,043	19	1.500	3	0
宮崎	1,170,023	1	2.332	2	166,709	33	0	3	390,008	26	1.437	3	0
鹿児島	1,786,214	1	3.560	3	281,243	24	1	5	357,243	36	1.317	5	0
沖縄	1,318,281	1	2.627	2	314,967	22	1	4	329,570	41	1.215	4	0
計	126,919,288	47	253	228	12,541,492	25	300	423,064			300	0	

残25

較差	都道府県の数
1.0~1.2	6
1.2~1.4	13
1.4~1.6	16
1.6~1.8	12
1.8~2.0	0
計	47



都道府県別定数配分制・試算表③(人口比例方式)(平成17年国勢調査確定値)

		※基準人員数 425,893											
A	B	C	D	E		F	G	H		I	J	K	
都道府県	都道府県名	人口を基準人員数で除した数(商)	Cの整数値	剰余数(人口)		加算数	新定数(D+F)	定数1当たり人口	最小の差	県の現定数	現行定数との増減(G-J)		
	人			順位				順位					
北海道	5,627,737	13.213	13	91,128	40	0	13	432,903	19	1.168	12	-1	
青森	1,436,657	3.373	3	158,978	33	0	3	478,886	7	1.292	4	-1	
岩手	1,385,041	3.252	3	107,362	36	0	3	461,680	10	1.246	4	-1	
宮城	2,360,218	5.541	5	230,753	24	1	6	393,370	41	1.062	6	0	
秋田	1,145,501	2.689	2	293,715	19	1	3	381,834	45	1.030	3	0	
山形	1,216,181	2.855	2	364,395	9	1	3	405,394	34	1.094	3	0	
福島	2,091,319	4.910	4	387,747	4	1	5	418,264	30	1.129	5	0	
茨城	2,975,167	6.985	6	419,809	1	1	7	425,024	23	1.147	7	0	
栃木	2,016,631	4.735	4	313,059	15	1	5	403,326	38	1.088	5	0	
群馬	2,024,135	4.752	4	320,563	13	1	5	404,827	37	1.092	5	0	
埼玉	7,054,243	16.563	16	239,955	23	1	17	414,956	31	1.120	15	2	
千葉	6,056,462	14.220	14	93,960	38	0	14	432,604	20	1.167	13	1	
東京	12,576,601	29.529	29	225,704	25	1	30	419,220	28	1.131	25	5	
神奈川	8,791,597	20.642	20	273,737	20	1	21	418,648	29	1.130	18	3	
新潟	2,431,459	5.709	5	301,994	16	1	6	405,243	35	1.094	6	0	
富山	1,111,729	2.610	2	259,943	21	1	3	370,576	47	1.000	3	0	
石川	1,174,026	2.756	2	322,240	11	1	3	391,342	43	1.056	3	0	
福井	821,592	1.929	1	395,699	3	1	2	410,796	33	1.109	3	-1	
山梨	884,515	2.076	2	32,729	45	0	2	442,258	14	1.193	3	-1	
長野	2,196,114	5.156	5	66,649	42	0	5	439,223	16	1.185	5	0	
岐阜	2,107,226	4.947	4	403,654	2	1	5	421,445	24	1.137	5	0	
静岡	3,792,377	8.904	8	385,233	5	1	9	421,375	25	1.137	8	1	
愛知	7,254,704	17.034	17	14,523	47	0	17	426,747	22	1.152	15	2	
三重	1,866,963	4.383	4	163,391	31	0	4	466,741	9	1.259	5	-1	
滋賀	1,380,361	3.241	3	102,682	37	0	3	460,120	12	1.242	4	-1	
京都	2,647,660	6.216	6	92,302	39	0	6	441,277	15	1.191	6	0	
大阪	8,817,166	20.702	20	299,306	18	1	21	419,865	27	1.133	19	2	
兵庫	5,590,601	13.126	13	53,992	43	0	13	430,046	21	1.160	12	1	
奈良	1,421,310	3.337	3	143,631	34	0	3	473,770	8	1.278	4	-1	
和歌山	1,035,969	2.432	2	184,183	29	0	2	517,985	2	1.398	3	-1	
鳥取	607,012	1.425	1	181,119	30	0	1	607,012	1	1.638	2	-1	
島根	742,223	1.742	1	316,330	14	1	2	371,112	46	1.001	2	0	
岡山	1,957,264	4.595	4	253,692	22	1	5	391,453	42	1.056	5	0	
広島	2,876,642	6.754	6	321,284	12	1	7	410,949	32	1.109	7	0	
山口	1,492,606	3.504	3	214,927	26	0	3	497,535	4	1.343	4	-1	
徳島	809,950	1.901	1	384,057	6	1	2	404,975	36	1.093	3	-1	
香川	1,012,400	2.377	2	160,614	32	0	2	506,200	3	1.366	3	-1	
愛媛	1,467,815	3.446	3	190,136	28	0	3	489,272	6	1.320	4	-1	
高知	796,292	1.869	1	370,399	7	1	2	398,146	40	1.074	3	-1	
福岡	5,049,908	11.857	11	365,085	8	1	12	420,826	26	1.136	11	1	
佐賀	866,369	2.034	2	14,583	46	0	2	433,185	18	1.169	3	-1	
長崎	1,478,632	3.471	3	200,953	27	0	3	492,877	5	1.330	4	-1	
熊本	1,842,233	4.325	4	138,661	35	0	4	460,558	11	1.243	5	-1	
大分	1,209,571	2.840	2	357,785	10	1	3	403,190	39	1.088	3	0	
宮崎	1,153,042	2.707	2	301,256	17	1	3	384,347	44	1.037	3	0	
鹿児島	1,753,179	4.116	4	49,607	44	0	4	438,295	17	1.183	5	-1	
沖縄	1,361,594	3.197	3	83,915	41	0	3	453,865	13	1.225	4	-1	
計	127,767,994	300	275	10,647,419		25	300	425,893			300	0	

残25

較差	都道府県の数
1.0~1.2	34
1.2~1.4	12
1.4~1.6	0
1.6~1.8	1
1.8~2.0	0
計	47

都道府県別定数配分制・試算表④(1人別枠方式)(平成17年国勢調査確定値)

A	B	B'	※基準人員数 505,011		D	E		F	G	H		I	J	K
			C	Cの整数値		剰余人口 (人口)	順位			新定数 (B'+D+F)	定数1当たり の人口			
北海道	5,627,737	1	11.143	11	72,616	42	0	12	468,978	6	1.767	12	0	
青森	1,436,657	1	2.844	2	426,635	11	1	4	359,164	35	1.353	4	0	
岩手	1,385,041	1	2.742	2	375,019	15	1	4	346,260	37	1.305	4	0	
宮城	2,360,218	1	4.673	4	340,174	21	1	6	393,370	23	1.482	6	0	
秋田	1,145,501	1	2.268	2	135,479	37	0	3	381,834	27	1.439	3	0	
山形	1,216,181	1	2.408	2	206,159	31	0	3	405,394	18	1.527	3	0	
福島	2,091,319	1	4.141	4	71,275	43	0	5	418,264	16	1.576	5	0	
茨城	2,975,167	1	5.891	5	450,112	9	1	7	425,024	13	1.601	7	0	
栃木	2,016,631	1	3.993	3	501,598	2	1	5	403,326	21	1.520	5	0	
群馬	2,024,135	1	4.008	4	4,091	46	0	5	404,827	20	1.525	5	0	
埼玉	7,054,243	1	13.968	13	489,100	4	1	15	470,283	5	1.772	15	0	
千葉	6,056,462	1	11.992	11	501,341	3	1	13	465,882	8	1.755	13	0	
東京	12,576,601	1	24.903	24	456,337	8	1	26	483,715	3	1.822	25	1	
神奈川	8,791,597	1	17.408	17	206,410	30	0	18	488,422	2	1.840	18	0	
新潟	2,431,459	1	4.814	4	411,415	12	1	6	405,243	19	1.527	6	0	
富山	1,111,729	1	2.201	2	101,707	40	0	3	370,576	31	1.396	3	0	
石川	1,174,026	1	2.324	2	164,004	35	0	3	391,342	25	1.474	3	0	
福井	821,592	1	1.626	1	316,581	23	1	3	273,864	45	1.032	3	0	
山梨	884,515	1	1.751	1	379,504	14	1	3	294,838	43	1.111	3	0	
長野	2,196,114	1	4.348	4	176,070	34	0	5	439,223	11	1.655	5	0	
岐阜	2,107,226	1	4.172	4	87,182	41	0	5	421,445	14	1.588	5	0	
静岡	3,792,377	1	7.509	7	257,300	26	1	9	421,375	15	1.588	8	1	
愛知	7,254,704	1	14.365	14	184,550	33	0	15	483,647	4	1.822	15	0	
三重	1,866,963	1	3.696	3	351,930	18	1	5	373,393	28	1.407	5	0	
滋賀	1,380,361	1	2.733	2	370,339	16	1	4	345,090	39	1.300	4	0	
京都	2,647,660	1	5.242	5	122,605	38	0	6	441,277	10	1.662	6	0	
大阪	8,817,166	1	17.459	17	231,979	29	0	18	489,848	1	1.845	19	-1	
兵庫	5,590,601	1	11.070	11	35,480	44	0	12	465,883	7	1.755	12	0	
奈良	1,421,310	1	2.814	2	411,288	13	1	4	355,328	36	1.339	4	0	
和歌山	1,035,969	1	2.051	2	25,947	45	0	3	345,323	38	1.301	3	0	
鳥取	607,012	1	1.201	1	102,001	39	0	2	303,506	42	1.143	2	0	
島根	742,223	1	1.469	1	237,212	28	0	2	371,112	30	1.398	2	0	
岡山	1,957,264	1	3.875	3	442,231	10	1	5	391,453	24	1.475	5	0	
広島	2,876,642	1	5.696	5	351,587	19	1	7	410,949	17	1.548	7	0	
山口	1,492,606	1	2.955	2	482,584	5	1	4	373,152	29	1.406	4	0	
徳島	809,950	1	1.603	1	304,939	24	1	3	269,983	46	1.017	3	0	
香川	1,012,400	1	2.004	2	2,378	47	0	3	337,467	41	1.271	3	0	
愛媛	1,467,815	1	2.906	2	457,793	7	1	4	366,954	34	1.382	4	0	
高知	796,292	1	1.576	1	291,281	25	1	3	265,431	47	1.000	3	0	
福岡	5,049,908	1	9.999	9	504,809	1	1	11	459,083	9	1.730	11	0	
佐賀	866,369	1	1.715	1	361,358	17	1	3	288,790	44	1.088	3	0	
長崎	1,478,632	1	2.927	2	468,610	6	1	4	369,658	32	1.393	4	0	
熊本	1,842,233	1	3.647	3	327,200	22	1	5	368,447	33	1.388	5	0	
大分	1,209,571	1	2.395	2	199,549	32	0	3	403,190	22	1.519	3	0	
宮崎	1,153,042	1	2.283	2	143,020	36	0	3	384,347	26	1.448	3	0	
鹿児島	1,753,179	1	3.471	3	238,146	27	0	4	438,295	12	1.651	5	-1	
沖縄	1,361,594	1	2.696	2	351,572	20	1	4	340,399	40	1.282	4	0	
計	127,767,994	47	253	227	13,130,497		26	300	425,893			300	0	

残26

較差	都道府県の数
1.0~1.2	6
1.2~1.4	12
1.4~1.6	16
1.6~1.8	9
1.8~2.0	4
計	47

これは正本である。

平成22年3月9日

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判所書記官 亀山良貴

